

国土交通省直轄工事における
技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

平成 27 年 6 月

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 地 方 課
大 臣 官 房 技 術 調 査 課
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課

目 次

1. 本運用ガイドラインの位置付け	1
1.1 背景及び目的.....	1
1.2 本運用ガイドラインの構成	2
2. 技術提案・交渉方式の導入について	3
2.1 関係法令上の整理.....	3
2.2 適用工事の考え方.....	5
2.2.1 技術提案・交渉方式で適用する契約方式	5
2.2.2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事.....	5
2.2.3 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」への適用	6
2.2.4 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」への適用	6
2.2.5 契約タイプの概要	7
3. 「設計・施エー括タイプ」の適用	10
3.1 契約形態と手続フロー	10
3.1.1 契約形態	10
3.1.2 手続フロー	11
3.2 参考額.....	12
3.2.1 参考額の設定	12
3.2.2 参考額と見積額の乖離に伴う見直し.....	14
3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	15
3.3.1 説明書への記載.....	15
3.3.2 技術評価項目の設定等	16
3.3.3 評価項目・基準の設定例	19
3.3.4 技術提案の改善（技術対話）	21
3.3.5 優先交渉権者の選定と通知.....	23
3.4 価格等の交渉.....	24
3.4.1 見積書等の提出.....	24
3.4.2 リスク分担の考え方.....	24
3.4.3 発注者における事前準備	24
3.4.4 価格等の交渉の実施.....	25
3.4.5 価格等の交渉の成立.....	25
3.4.6 予定価格の作成.....	25

3.4.7 交渉不成立時の対応.....	27
4. 「技術協力・施工タイプ」の適用.....	28
4.1 契約形態と手続フロー.....	28
4.1.1 契約形態.....	28
4.1.2 設計業務と技術協力業務の調達時期.....	29
4.1.3 手続フロー.....	31
4.2 参考額.....	32
4.2.1 技術協力業務の契約に関する参考額の設定.....	32
4.2.2 工事の契約に関する参考額の設定.....	32
4.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し.....	35
4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等.....	36
4.3.1 説明書への記載.....	36
4.3.2 技術評価項目の設定等.....	38
4.3.3 評価項目・基準の設定例.....	41
4.3.4 技術提案の改善（技術対話）.....	43
4.3.5 優先交渉権者の選定と技術協力業務の契約.....	45
4.4 設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施.....	46
4.4.1 設計協力協定書への記載.....	46
4.4.2 設計の実施.....	47
4.4.3 技術協力業務の契約図書.....	49
4.4.4 設計業務の設計図書等.....	50
4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載.....	52
4.5.1 見積書等の提出とリスク分担の考え方.....	52
4.5.2 発注者における事前準備.....	52
4.5.3 価格等の交渉の実施.....	52
4.5.4 価格等の交渉の成立.....	53
4.5.5 予定価格の作成.....	53
4.5.6 交渉不成立時の対応.....	54
4.5.7 基本協定書への記載.....	56
5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用.....	58
5.1 契約形態と手続フロー.....	58
5.1.1 契約形態.....	58
5.1.2 手続フロー.....	60
5.2 参考額.....	61

5.2.1	設計業務の契約に関する参考額の設定	61
5.2.2	工事の契約に関する参考額の設定	61
5.2.3	参考額と見積額の乖離に伴う見直し	64
5.3	説明書への記載と優先交渉権者の選定等	65
5.3.1	説明書への記載	65
5.3.2	技術評価項目の設定等	67
5.3.3	評価項目・基準の設定例	70
5.3.4	技術提案の改善（技術対話）	71
5.3.5	優先交渉権者の選定と設計業務の契約	73
5.3.6	設計業務実施時の留意事項	73
5.3.7	設計業務の設計図書	74
5.4	価格等の交渉と基本協定書への記載	75
5.4.1	見積書等の提出とリスク分担の考え方	75
5.4.2	発注者における事前準備	75
5.4.3	価格等の交渉の実施	75
5.4.4	価格等の交渉の成立	76
5.4.5	予定価格の作成	76
5.4.6	交渉不成立時の対応	77
5.4.7	基本協定書への記載	79
6.	技術提案・交渉方式の結果の公表	81
6.1	技術提案の評価結果等の公表	81
6.1.1	手続開始時	81
6.1.2	工事の契約後	81
6.2	価格等の交渉結果の公表	87
6.3	中立かつ公正な審査・評価の確保	88
6.3.1	学識経験者の意見聴取	88
6.3.2	技術提案に関する機密の保持	89
6.4	契約過程に関する苦情処理	90
7.	技術提案・交渉方式の評価内容の担保	91
7.1	契約書における明記	91
7.2	評価内容の担保の方法	92
8.	技術提案・交渉方式の今後の課題	93

1. 本運用ガイドラインの位置付け

1.1 背景及び目的

我が国の社会資本は、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来にわたる国民の貴重な財産である。これらの社会資本は高度経済成長期などに集中的に整備され、形成された社会資本ストックが更なる経済成長を支えてきており、安全なインフラサービスを将来にわたって継続的に提供していくことは社会資本の管理者の責務である。

一方、その調達に目を向けると、時宜の課題に対応した制度の見直し等を経て、現在、国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価落札方式が適用され、設計の実施後に、それに基づく工事の積算と予定価格の作成が行われたうえで、工事が調達されている。しかしながら、近年では大深度地下空間での工事、都市部での狭隘な空間での工事、重要な幹線道路で通行止めが許されない状況での実施が求められる修繕工事、大規模災害の被災地における短期間での実施が求められる復興工事等、これまでにない厳しい条件下で高度な技術が必要とされる工事が増加しており、従来方式のみでは効率的で効果的な調達が困難となってきた。

このような背景のもと、平成 26 年 6 月 4 日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 56 号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が新たに規定された。

本運用ガイドラインは国土交通省の直轄工事において、技術提案・交渉方式を適用する際に参考となる手続等を定めたものであり、技術提案・交渉方式を適用する場合は本運用ガイドラインを参照しつつ、関係する法令等に従って、適切な運用に努められたい。

なお、本運用ガイドラインは、今後の技術提案・交渉方式の活用状況や社会情勢の変化等に合わせて、適宜見直しを図るものとする。

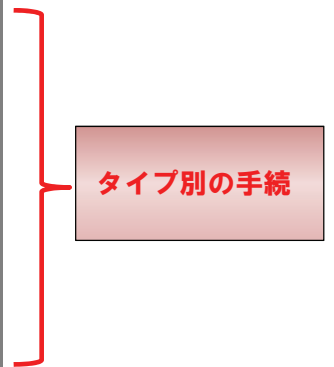
1.2 本運用ガイドラインの構成

本運用ガイドラインは表 1-1 の構成となっている。

- 1～2章は、技術提案・交渉方式の全般的な考え方について記載している。
- 3～5章は、技術提案・交渉方式で適用する契約タイプについてタイプ別にその手続を記載している。
- 6～7章は、全ての契約タイプに共通する事項を記載している。
- 8章は、技術提案・交渉方式をより効果的なものとするための今後の検討課題を記載している。

表 1-1 本運用ガイドラインの構成

1. 本運用ガイドラインの位置付け		
2. 技術提案・交渉方式の導入について		
3. 「設計・施工一括タイプ」の適用	4. 「技術協力・施工タイプ」の適用	5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用
3.1 契約形態と手続フロー	4.1 契約形態と手続フロー	5.1 契約形態と手続フロー
3.2 参考額	4.2 参考額	5.2 参考額
3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等	5.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等
3.4 価格等の交渉	4.4 設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施	5.4 価格等の交渉と基本協定書への記載
—	4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載	—
6. 技術提案・交渉方式の結果の公表		
7. 技術提案・交渉方式の評価内容の担保		
8. 技術提案・交渉方式の今後の課題		



2. 技術提案・交渉方式の導入について

2.1 関係法令上の整理

平成 26 年 6 月 4 日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 56 号)において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする技術提案・交渉方式が新たに規定された。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成 17 年法律第 18 号
平成 26 年 6 月 4 日最終改正

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

技術提案・交渉方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。)第 18 条の規定により、発注者が、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難な場合に適用される。

具体的に適用される工事としては、

- ①「発注者が最適な仕様を設定できない工事」
- ②「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」

が想定される。

上記のような工事については、発注者がその目的を達成するため、「発注者の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、審査の上で最適な技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を確定の上、工事を行うことが必要である。

具体的に技術提案で求める「発注者の要求」としては、

- ①「発注者にとって最適な仕様」
- ②「仕様の前提となる条件の不確実性に対する最適な対応方針」

が想定される。

当該技術提案は標準的なものではなく、各社独自の高度で専門的なノウハウ、工法等を含んでおり、これを踏まえて的確に工事を実施できる者は、当該技術提案を行った者しか存在しないため、会計法においては第 29 条の 3 第 4 項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。また、政府調達に関する協定(1994 年協定、改正協定)及びその他政府調達に関する国際約束(以下「政府調達協定等」という。)対象工事の場合は、改正協定第 13 条「限定入札」の 1 (b)(ii)に規定される「特許権、著作権その他の排他的権利が保護さ

れていること。」又は同(iii)「技術的な理由により競争が存在しないこと。」のいずれかに該当する場合（1994年協定及びその他政府調達に関する国際約束においても同旨の規定に該当する場合）に限り当該方式を適用することが可能となる。よって、政府調達協定等や国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等の関連する国内法令の要件を満たしていることが必要となる。

当該方式の適用に際しては、公正性及び経済性を確保することも当然に必要であり、いやしくも不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはならない。

なお、随意契約の扱いとしては、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式と同様の考え方となる。

2.2 適用工事の考え方

2.2.1 技術提案・交渉方式で適用する契約方式

技術提案・交渉方式は契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を特定する方法の一つである。また、技術提案・交渉方式は、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的としており、この目的を達成するため、一般的な「工事の施工のみを発注する方式」と異なり、設計段階において施工者が参画することが必要となる。

このため、技術提案・交渉方式の適用が考えられる契約方式は、「設計・施工一括発注方式」又は「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」の2種類である。（図 2-1 参照）

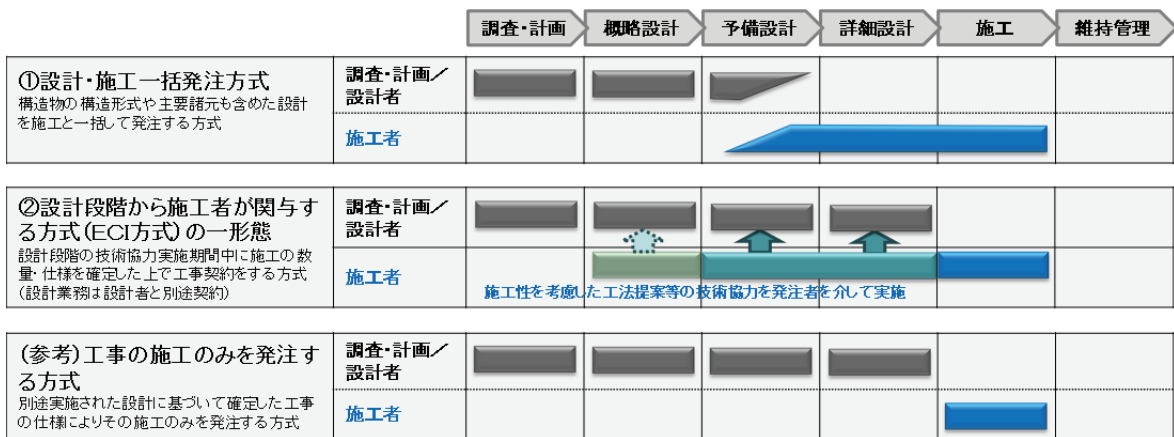


図 2-1 技術提案・交渉方式の適用が考えられる契約方式（イメージ）

2.2.2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事

図 2-1 における「①設計・施工一括発注方式」では、総合評価落札方式の適用も考えられるが、「公示段階で仕様の確定が困難」かつ「最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい」工事に対して技術提案・交渉方式を適用するものとする。

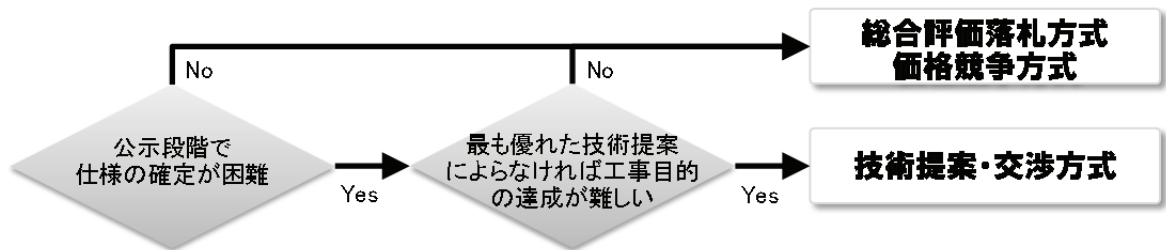


図 2-2 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の適用工事の考え方

ⁱ 建築工事においては、施工者が設計を行う場合は、建築士法上、建築士事務所登録がされている必要がある。

2.2.3 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」への適用

2.1に示した「発注者が最適な仕様を設定できない工事」として、以下のような特性を有する工事への適用が想定されるが、具体の適用に当たっては学識経験者等で構成される第三者委員会において、適用の妥当性について審査を実施するものとする。

- 技術的難易度が高く、通常の工法では施工条件を達成し得ないリスクが大きいことから、発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事。

【適用工事として以下のような例を想定】

- 例1) 国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事
→施工者によって得意とする橋梁構造が異なり、また、通行止めを要しない施工計画の作成には、施工者独自の高度で専門的な工法等があることから、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。
- 例2) 社会的に重要な路線である一方、これまでに施工された実績が無いような厳しい施工ヤードの制限や周辺交通・環境への配慮が特に必要とされることから、高度な工法等の活用が必要な立体交差化工事
→周辺交通への影響等を最小限にするための工事目的物の構造形式の変更は、施工者独自の高度で専門的な工法等があることから、多様な施工方法から最適なものを採用する必要がある。

2.2.4 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」への適用

2.1に示した「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」として、以下のような特性を有する工事への適用が想定されるが、具体の適用に当たっては学識経験者等で構成される第三者委員会において、適用の妥当性について審査を実施するものとする。

- 構造物の大規模な修繕において、損傷の不可視部分が存在するなど、仕様の前提となる現場の実態の把握に制約があるため、その状況に合わせた施工者独自の高度な工法等の活用が必要な工事。
- 大災害からの復興事業など、その遅延により地域経済に大きな影響を及ぼすことが想定される大規模プロジェクトにおいて、早期の着手・完成・供用を図るため、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工者独自の高度な工法等の反映が必要な工事。

【適用工事として以下のような例を想定】

- 例1) 構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事
→施工時の構造特性や現場条件を考慮しながら、損傷の不可視部分について調査を行い、的確な修繕を実施するため、仕様を決定する前の段階で、現場の実態の把握に制約があることを踏まえ、施工者独自の高度な工法等を活用する必要がある。

る。
 例 2) 大震災の被災地における大規模で複合的な復興事業の早期実施のために行う工事
 →大規模で複合的な復興事業の早期実施のため、仕様を決定する前の段階で、施工者独自の高度な工法等を反映する必要がある。

2.2.5 契約タイプの概要

(1) 契約タイプの選定

技術提案・交渉方式では、契約方式として「設計・施工一括発注方式」と「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」の適用が考えられるが、本運用ガイドラインでは具体的な適用を考慮して、その2種類の契約方式を①設計・施工一括タイプ、②技術協力・施工タイプ及び③設計交渉・施工タイプの3種類の契約タイプに分類し、図 2-3 の選定フローを参考に契約タイプの選定を行う。

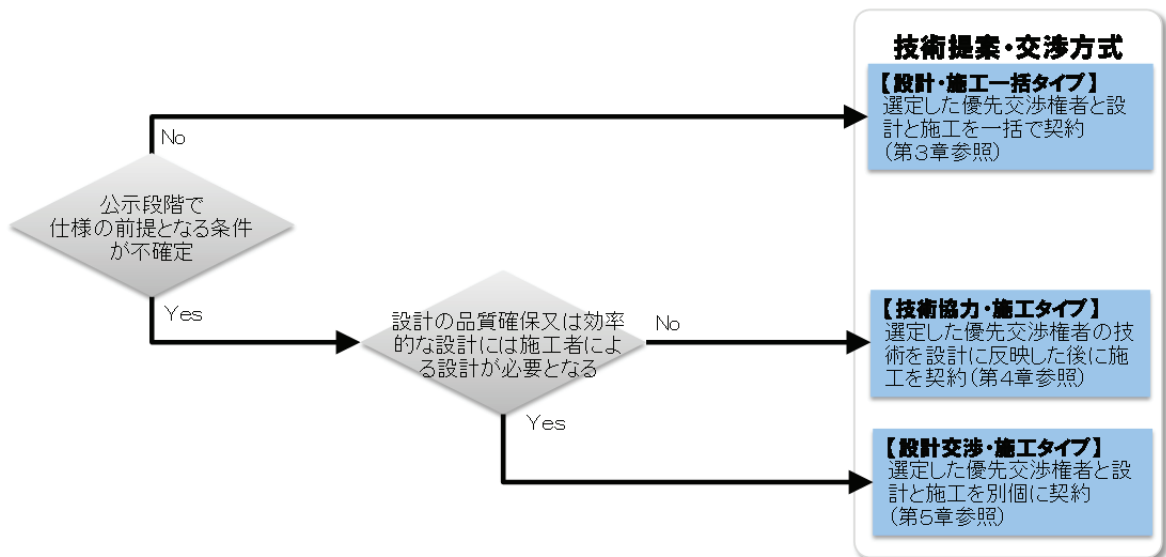


図 2-3 技術提案・交渉方式に適用する契約タイプの選定フロー

(2) 設計・施工一括タイプ【⇔ 第3章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

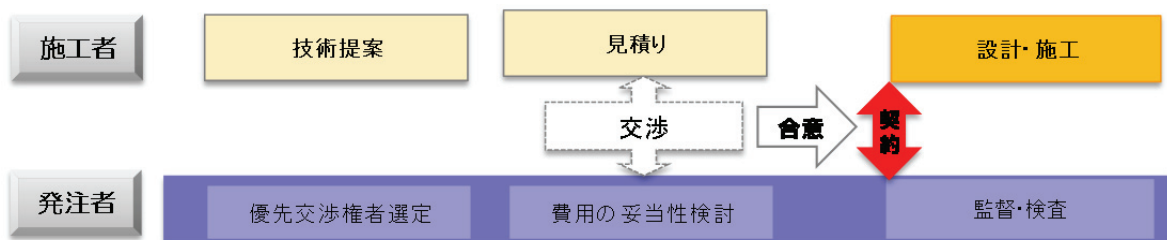


図 2-4 設計・施工一括タイプにおける契約形態

1) 施工者の責任

施工者は設計及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計及び施工の場合は除く。）。

2) 設計・施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

総合評価落札方式による設計・施工一括発注方式と異なり、本タイプでは価格等の交渉時に、詳細な設計条件及び施工条件について、発注者と施工者が合意した上で設計・施工契約額を確定することから、合意した設計条件及び施工条件に変更が生じた場合は設計・施工契約額の変更を行う。

3) 留意事項

比較的短い期間で設計と施工を一括で契約するための交渉能力が発注者側に必要となる。そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

(3) 技術協力・施工タイプ【⇔ 第4章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

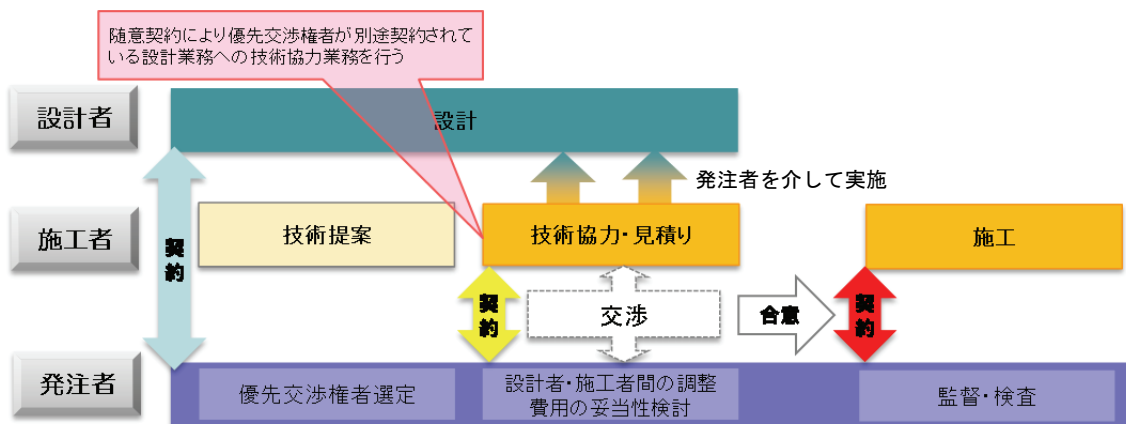


図 2-5 技術協力・施工タイプにおける契約形態

1) 設計者及び施工者の責任

設計者は設計に対する責任を負うこととなり、施工者は技術協力及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計、技術協力及び施工の場合は除く。）。

2) 施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

技術協力及び価格等の交渉時に、詳細な施工条件について、発注者と施工者が合意した上で施工契約額を確定することから、合意した施工条件に変更が生じた場合は施工契約額の変更を行う。

3) 留意事項

発注者による設計への関与の度合いがより大きくなり、設計者と施工者間の調整能力が発注者側に必要となる。そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

(4) 設計交渉・施工タイプ【⇔ 第5章参照】

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

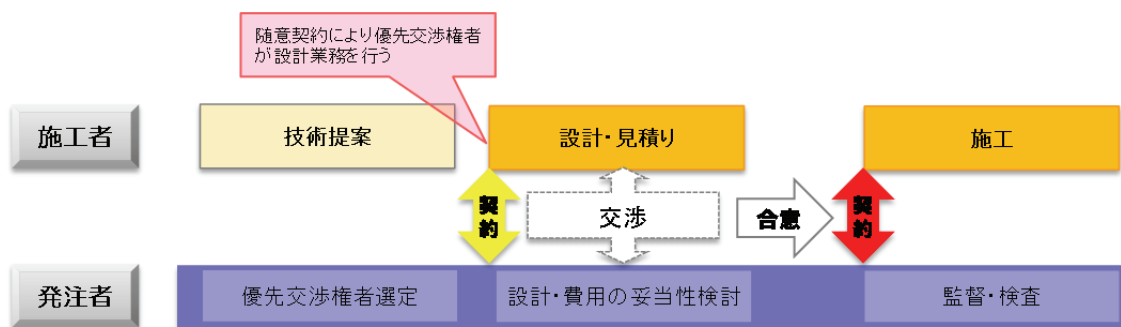


図 2-6 設計交渉・施工タイプにおける契約形態

1) 施工者の責任

施工者は設計及び施工に対する責任を負うこととなる（ただし、発注者の指示に基づく設計及び施工の場合は除く。）。

2) 施工契約額の変更の考え方（リスク分担）

設計及び価格等の交渉時に、詳細な施工条件について、発注者と施工者が合意した上で施工契約額を確定することから、合意した施工条件に変更が生じた場合は施工契約額の変更を行う。

3) 留意事項

施工者が実施する設計に対し、的確な判断や指示を行う能力が発注者側に必要となる。そのため、必要に応じて建設コンサルタントの活用等により、発注者側の体制を補完する。

3. 「設計・施工一括タイプ」の適用

3.1 契約形態と手続フロー

3.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階で仕様的前提となる条件が設計と施工を一括で契約できる程度に確定している場合等、設計・施工一括タイプを選定する場合の契約形態は図 3-1 のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。

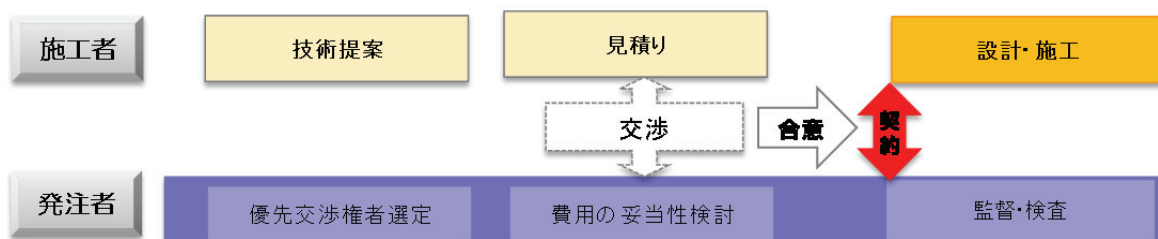


図 3-1 設計・施工一括タイプにおける契約形態（再掲）

説明書には技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプの適用工事であることを記載する。説明書の記載例を以下に示す。

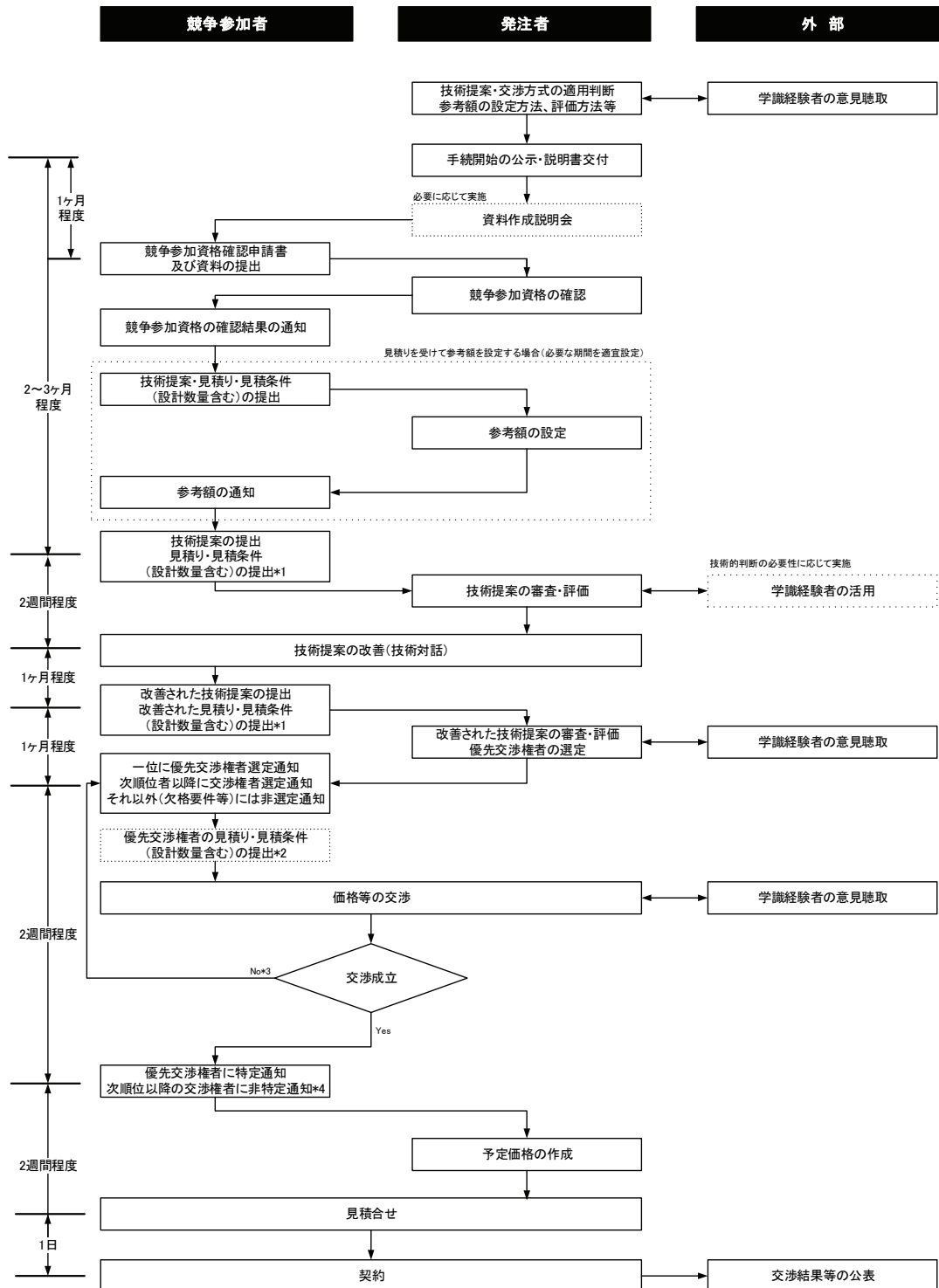
[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計・施工一括タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に設計及び工事の契約を締結する。

3.1.2 手続フロー

標準的な手続フローは図 3-2 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。



- *1: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。
- *2: 技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させない場合。
- *3: 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。
- *4: 特定通知から見積合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで 10 日(非 WTO は 5 日)をおかななければならない。

図 3-2 手続フロー

3.2 参考額

技術提案・交渉方式では、競争参加者にとっては技術提案の自由度が高い反面、仕様が確定していないことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、発注者が参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第99条の5に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

3.2.1 参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は、表3-1のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 3-1 参考額の設定方法及び適用における考え方

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事实績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積徴収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

なお、参考額を設定しない場合、各者の提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なることから審査・評価が困難になり、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が大きくなることも想定される。そのため、発注者の求める目的物の品質・性能や施工条件等を可能な限り説明書等で明示する必要があることに留意する。

[説明書の記載例]

() 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

設計の規模は〇〇円程度（税込み）、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

設計の規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 3-1 における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

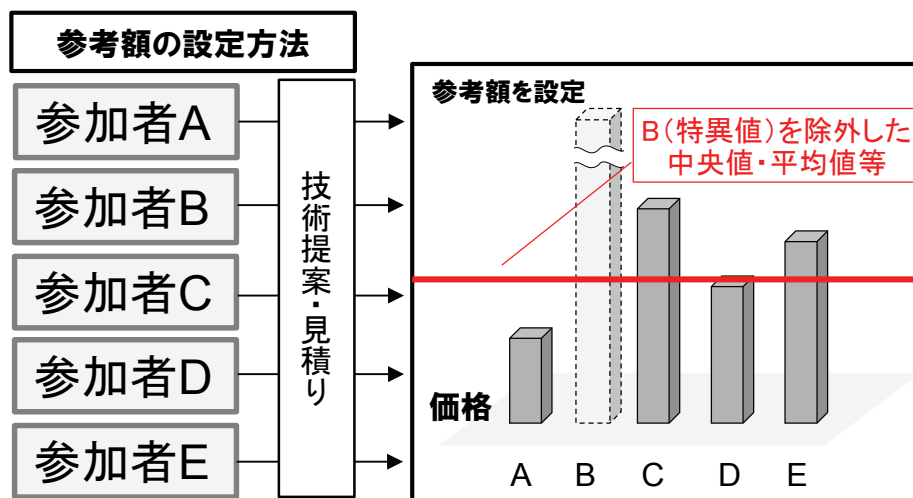


図 3-3 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び 2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

3.2.2 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

参考額は単なる目安であり、その範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。見直しを実施させるタイミングとして表 3-2 に示す2つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

表 3-2 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階

	①技術審査段階	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

3.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

3.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が 65 点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法
- ③ 評価内容の担保
 - ・工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書、見積書及び見積条件書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 提案値の変更に関する事項

- ・施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

3.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において設計条件及び施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表 3-3 及び表 3-4 に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 3-3 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量的評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に關 する環境基準 河川 AA 類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間 (12 月～ 3 月) と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上 限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A)	発電機・原動機共通筐 体の標準的遮音性能を 上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	現道作業に全く制限が ない時間を上限値とし て設定
アスファルト再生 材の使用量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用量 806t	舗装再生便覧 (日本道 路協会) に基づき上限 値を設定

表 3-4 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性的評価の場合

評価項目	説明書への記載例
共通	●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大 5 項目 (各項目について A 4 用紙〇枚以内) までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の 品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料 (購入土)、施工方法 (30t 以上 BD) 等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。
粉塵対策	●工法変更 (散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。)、機械設備の設置、専任の作業員 (道路監視員など) の配置等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。
コンクリートの 品質管理	●特記仕様書 (案) に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。

(2) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 3-5 は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 3-5 競争参加資格要件と技術評価項目案

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO		
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○※1	×	
	表彰	×	×	×	×	
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO 等)	×	×	×	×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
	地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×
			企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×
			配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	×	×	×	
	ボランティア活動等	×	×	×	×	
	その他	×	×	×	×	
技術者の能力等	資格	○	×	○	×	
	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○※1	×	
	表彰	×	×	×	×	
	継続教育 (CPD) の取組状況	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
	監理能力 (ヒアリング)	×	×	×	×	
技術提案	技術提案	○	○	○	○	
	技術提案の理解度 (ヒアリング)	○※2	○※2	○※2	○※2	

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない (技術提案を審査・評価)。

(3) 技術的能力の審査 (競争参加資格の確認)

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準 (競争参加資格要件) を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去 15 年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事 (都道府県等の他の発注機関の工事を含む) を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が 65 点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、3.3.3を参照のこと。

3.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

表 3-6 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
	定性評価	定量評価
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性、維持管理の容易性、経済的な施工方法 ^{※1}	
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法	
	景観	機械設備等の処理能力
社会的要請への対応		施工期間（日数） ^{※1}
	貴重種等の保護・保全対策	
	汚染土壌の処理対策	
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ₂ 排出量
	現道の交通対策	交通規制期間
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、SS 値

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には、最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

(2) 評価項目・基準の設定例

(交差点立体化工事)

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内の工事実施が困難であるため、技術提案・交渉方式における設計・施工一括タイプ（発注者が最適な仕様を設定できない工事）を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> 維持管理の容易性を踏まえた 本体構造の工夫	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。
		維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
	<定性評価> コンクリートのひび割れ制御 に関する品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、優位な工夫が見られる。
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
		現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
	<定性評価> 周辺住民の生活環境維持対策	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
	<定性評価> 現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。		
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
		施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

3.3.4 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第 17 条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で () に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、() に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

なお、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

3.3.5 優先交渉権者の選定と通知

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定されたことを通知する。

[説明書の記載例]

() 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案を提出した者の中から、技術評価点在最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、紙により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨を同じく紙により通知する。

3.4 価格等の交渉

3.4.1 見積書等の提出

優先交渉権者に技術提案に対応する見積書（工事費の内訳書を含む。）と、見積りを行う際の条件を記載した見積条件書（表 3-7 参照）の提出を求める。

なお、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2 参照）は、優先交渉権者選定前に提出を求めている見積書（工事費の内訳書を含む。）と見積条件書（表 3-7 参照）を活用することも可能とする。

表 3-7 見積条件書の記載イメージ

見積条件		根拠等
気象・海象	〇月～〇月まで施工不可	・・・
支持地盤	支持層の深さ: 20m	提示されたボーリングデータより設定。
	礫径: 30mm以内	提示されたボーリングデータより設定。
	地下水位: 〇m	提示されたボーリングデータより設定。
地中障害物	地下鉄〇〇線	提示された図面より設定。
関係機関協議	〇〇電力(高圧鉄塔)	提示された図面より設定。
地元協議	・・・
・・・	・・・
・・・	・・・

3.4.2 リスク分担の考え方

総合評価落札方式による設計・施工一括発注方式での入札段階では、各競争参加者の技術提案によってリスク要因やリスク発現時の影響が相違しており、入札額の算定条件を統一化し公平性を担保するために一定のリスクを施工者に移転する必要が生じる。しかしながら、本タイプでは工事価格を決定する前に、詳細な設計条件及び施工条件を価格とともに交渉することとなり、結果的に不確定要因の境界についても発注者と優先交渉権者間で共通認識を得ることとなる。また、これら不確定要因に関する共通認識を表 3-7 のような見積条件書として明確にすることにより、当該条件から変更が生じた場合はその増減に関わらず契約額の変更を行うものとする。

3.4.3 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

3.4.4 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ▶ 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ▶ 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

3.4.5 価格等の交渉の成立

価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。

- ▶ 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- ▶ 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を紙により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

3.4.6 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定めるものとする。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類ⁱⁱにより予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準
- 設計業務等標準積算基準書 等

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

ⁱⁱ 土木工事の例示である。

3.4.7 交渉不成立時の対応

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、交渉を開始するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉の不成立

- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。
- 2 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、価格等の交渉に関し既に支出した費用については優先交渉権者の負担とする。
- 3 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 4 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第()条第()項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を紙により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で価格等の交渉を行う。

4. 「技術協力・施工タイプ」の適用

4.1 契約形態と手続フロー

4.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、発注者がより強く設計に関与する必要がある場合等、技術協力・施工タイプを選定する場合の契約形態は図 4-1 のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

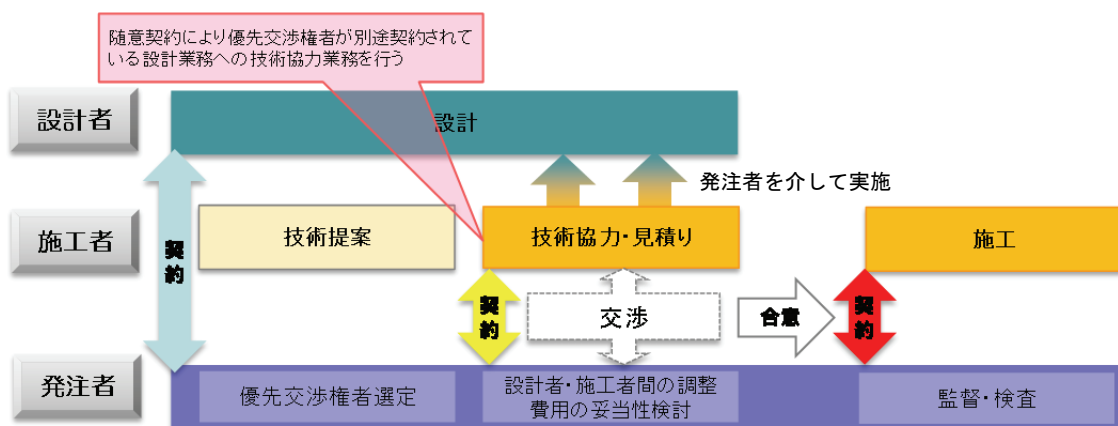


図 4-1 技術協力・施工タイプにおける契約形態（再掲）

説明書には技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプの適用工事であることを記載する。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

技術協力・施工タイプでは、契約の内容及び契約主体が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では設計者と設計業務の契約を締結するとともに、優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結する。優先交渉権者とは技術協力業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。また、優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計を円滑に実施

するため、技術協力業務及び設計業務の仕様書に発注者、設計者及び優先交渉権者の三者間の協力に関する取り決めを記載するか、三者間で設計協力協定を締結するものとする。

価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、優先交渉権者と工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

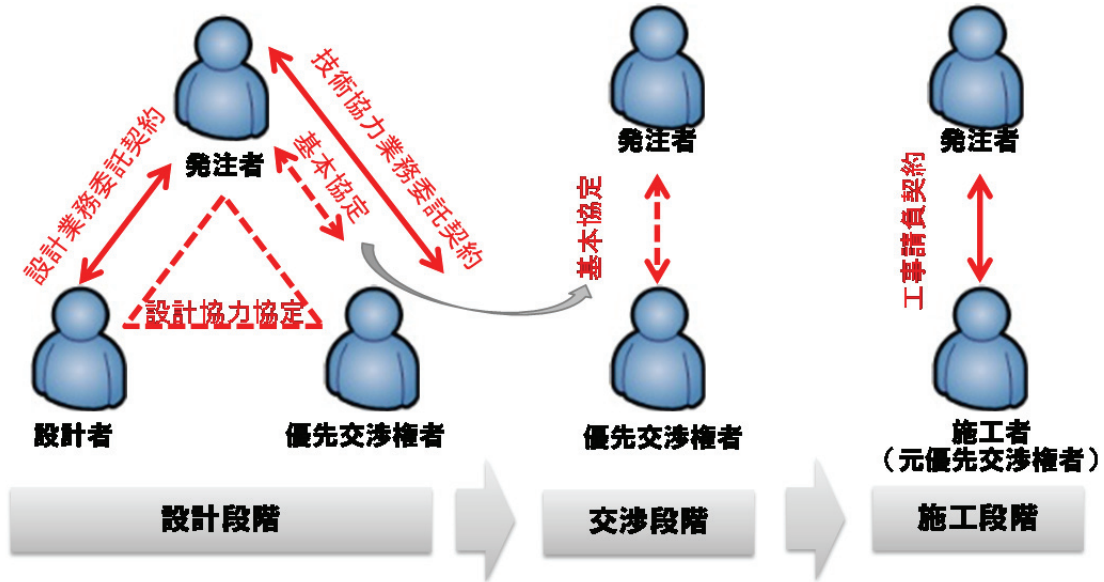


図 4-2 各段階における契約形態

表 4-1 契約・協定の種類と内容

契約・協定の種類	概要
設計業務委託契約	設計業務に関する設計者との契約
技術協力業務委託契約	設計に対する技術提案、技術情報の提供、施工計画の作成等に関する優先交渉権者との契約
設計協力協定(業務の仕様書への記載でも代替可)	優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に関する協定
基本協定	工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定
工事請負契約	交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

4.1.2 設計業務と技術協力業務の調達時期

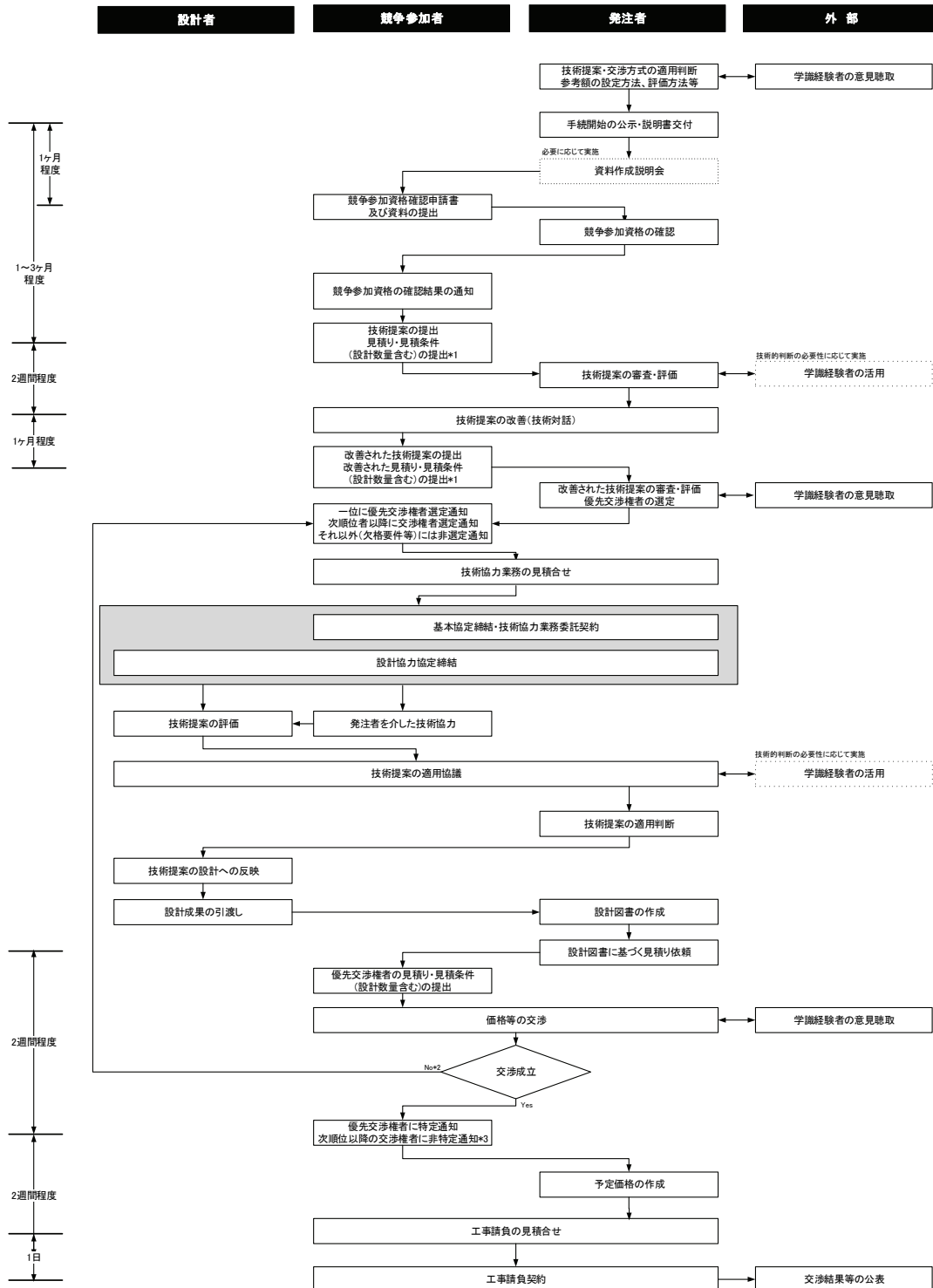
技術協力・施工タイプでは設計業務と技術協力業務の2つの異なる業務が、相互に調整を図りつつ時期的にも並行して実施されることになる。設計業務を技術協力業務に先行して発注し、設計業務を進捗させた場合には、後日選定される優先交渉権者の技術提案によって設計業務の手戻りが発生する可能性がある。また、技術協力業務を設計業務に先行して契約し

た場合においても、設計に技術提案内容を反映させることが出来ず、事業工程の空白期間が生じ遅延に繋がる可能性がある。

そのため、優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計が円滑に実施されるよう、設計業務と技術協力業務の双方の発注の手續及び工程の計画を立てる必要があること等に留意する。

4.1.3 手続フロー

標準的な手続フローは図 4-3 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。



- *1: 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。
- *2: 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。
- *3: 特定通知から見積合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで 10 日（非 WTO は 5 日）をおこななければならない。

図 4-3 手続フロー

4.2 参考額

技術提案・交渉方式では、競争参加者にとっては技術提案の自由度が高い反面、仕様が確定していないことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、発注者が参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の 5 に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

技術協力・施工タイプでは、技術協力業務及び価格等の交渉成立後の工事の 2 種類の契約において、優先交渉権者に支払う費用が発生する。

4.2.1 技術協力業務の契約に関する参考額の設定

(1) 技術協力業務の契約

技術協力業務の契約方法としては、必要な技術者の配置日数で契約する方法や歩掛に基づき契約する方法が考えられる。必要とされる技術者の職種や人数、技術協力業務への専任度合い、業務の履行場所等を考慮して契約方法を決定するものとする。

(2) 参考額の設定

技術協力業務については積算基準がないことから、競争参加資格の申請時に必要に応じて技術協力業務の見積りを競争参加者から提出させ、提出された見積りを踏まえて技術協力業務の参考額を設定し、競争参加資格の確認結果とともに参考額の通知を行うことができるものとする。

(3) 見積合せ

参考額の設定の有無に関わらず、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者に技術協力業務の見積りを提出させ、予定価格を作成し、見積合せを実施した上で技術協力業務の契約を締結する。

4.2.2 工事の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は表 4-2 のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 4-2 参考額の設定方法と適用における考え方（再掲）

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。※	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事实績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積徴収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

※「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

なお、参考額を設定しない場合、各者の提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なることから審査・評価が困難になり、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が大きくなることも想定される。そのため、発注者の求める目的物の品質・性能や施工条件等を可能な限り説明書等で明示する必要があることに留意する。

[説明書の記載例]

() 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇〇円程度（税込み）※、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇〇円程度（税込み）※を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

※技術協力業務については積算基準がないことから、必要に応じて競争参加者から見積りを提出させ、見積りを踏まえて技術協力業務の参考額を設定することもできる。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 4-2 における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

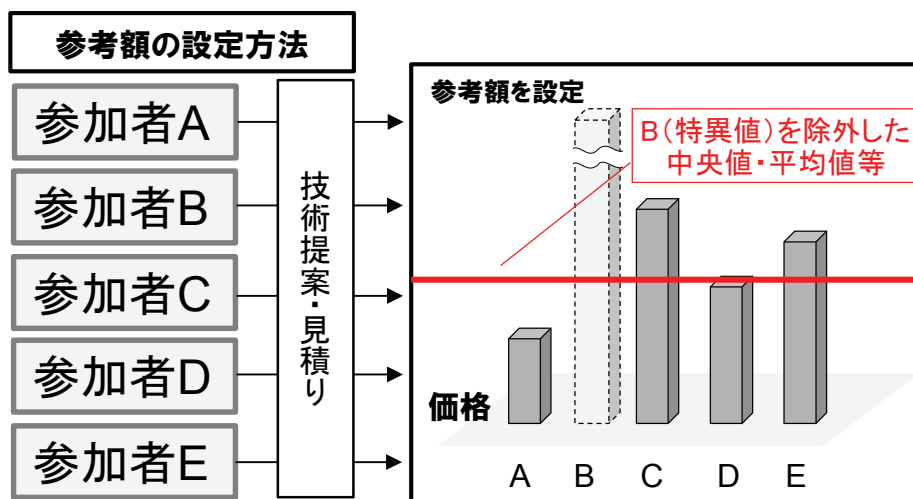


図 4-4 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例（再掲）

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び 2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

4.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

参考額は単なる目安であり、その範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。見直しを実施させるタイミングとして表 4-3 に示す2つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

なお、当該見直しを「①技術審査段階」から開始できるのは「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみとなる。

表 4-3 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階（再掲）

	①技術審査段階※	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

※「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

4.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

4.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が65点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること
- ⑤ 技術協力業務委託契約の締結日までに当該業種区分における建設コンサルタント等の一般競争参加資格認定通知を受けていること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法
- ③ 評価内容の担保
 - ・工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 技術提案内容の変更に関する事項

- ・技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

4.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において設計条件及び施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表 4-4 及び表 4-5 に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 4-4 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量的評価の場合（再掲）

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に關する環境基準 河川 AA 類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間 (12 月～3 月) と同じ月の過去 3 年 の平均測定値を上限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A)	発電機・原動機共通筐体の標準的遮音性能を 上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	現道作業に全く制限がない時間を 上限値として設定
アスファルト再生材の使用量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用量 806t	舗装再生便覧 (日本道路協会) に 基づき上限値を設定

表 4-5 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性的評価の場合（再掲）

評価項目	説明書への記載例
共通	●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大 5 項目（各項目について A 4 用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t 以上 BD）等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。
コンクリートの品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。

(2) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 4-6 は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 4-6 競争参加資格要件と技術評価項目案（再掲）

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO		
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○※1	×	
	表彰	×	×	×	×	
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（ISO 等）	×	×	×	×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
	地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×
			企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×
			配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	×	×	×	
ボランティア活動等	×	×	×	×		
その他	×	×	×	×		
技術者の能力等	資格	○	×	○	×	
	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○※1	×	
	表彰	×	×	×	×	
	継続教育（CPD）の取組状況	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
技術提案	監理能力（ヒアリング）	×	×	×	×	
	技術提案	○	○	○	○	
	技術提案の理解度（ヒアリング）	○※2	○※2	○※2	○※2	

（凡例） ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術提案を審査・評価）。

（3）技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去 15 年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が 65 点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する

工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・技術協力業務の契約までに建設コンサルタント業務に関する一般競争参加資格審査の認定を受けるものとする。
- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、4.3.3を参照のこと。

4.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

評価項目については、「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合と、「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」の場合とで異なる。前者についてはある程度確定的な事項について提案を求め評価するのに対し、後者では実施方針・実施体制や事業課題に対する提案を評価することとする。

表 4-7 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の技術提案に関する評価項目の例（再掲）

分類	評価項目	
	定性評価	定量評価
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性、維持管理の容易性、経済的な施工方法 ^{※1}	
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法	
	景観	
社会的要請への対応		機械設備等の処理能力
		施工期間（日数） ^{※1}
	貴重種等の保護・保全対策	
	汚染土壌の処理対策	
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ₂ 排出量
	現道の交通対策	交通規制期間
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH値、SS値

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 4-8 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」の技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
実施方針・実施体制	技術協力業務の実施方針・実施体制	
	工事の実施方針・実施体制	
事業課題に対する提案	工程短縮 ^{※1}	目的物や仮設物の設計、施工方法、使用資機材等に関する工期短縮に有効な工夫
		工程管理手法に関する提案
	コスト縮減 ^{※1}	目的物や仮設物の設計、施工方法、使用資機材等に関するライフサイクルコストを含めたコスト縮減に有効な工夫
		コスト管理手法に関する提案
厳しい現場条件での施工に関する提案	地下水、地質、施工ヤード施工中の制約条件等について当該工事固有の厳しい条件があれば、その対策方法に関する提案を求める	

- ※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。
- ※1 工程短縮やコスト削減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

(2) 評価項目・基準の設定例

(アーチ橋の修繕工事)

交通量が多いアーチ橋で発見された多数の亀裂に対する修繕工事であり、損傷の詳細調査を行うとともに現道交通への影響を小さくする修繕工法選定及び施工計画の立案が必要であり、技術協力・施工タイプ（仕様の前提となる条件の確定が困難な工事）を適用し、技術協力業務及び工事の実施方針並びに修繕工法に関する技術提案を求める。

評価項目		評価基準	
技術提案	<定性評価> 技術協力業務の実施方針（業務実施方針、業務フロー、実施体制）	理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
		工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
	<定性評価> 修繕工事の実施方針（工事実施方針、実施体制）	理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。
		実施体制	判明済の損傷に対する工事の確実な履行ができる体制及び本店や支店等による人的・技術的バックアップ体制が確認できるときに優位に評価する。
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。
	<定性評価> 工期短縮に向けた提案	的確性	判明済の損傷、地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本工事を遂行するに当たって有効性が高い場合に優位に評価する。
			工事の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
			工事の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
			工事的確性に著しく欠ける場合は特定しない。
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
			利用しようとする修繕工法、技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
			工事の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。
独創性		工学的知見に基づく有効な提案がある場合に優位に評価する。	
	周辺分野、異分野技術を援用した有用な提案がある場合に優位に評価する。		
	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		
	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		
<定性評価> コスト削減に資する提案	(略)		
<定性評価> 交通規制期間短縮に資する提案	(略)		

なお、「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の評価項目・基準の設定例は3.3.3(2)を参照のこと。

4.3.4 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第 17 条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で () に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、() に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。ことから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 4-3 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

なお、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

4.3.5 優先交渉権者の選定と技術協力業務の契約

(1) 優先交渉権者の選定と通知

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定されたことを通知する。

[説明書の記載例]

() 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、紙により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨を同じく紙により通知する。

(2) 技術協力業務の契約

優先交渉権者の選定後、技術協力業務について見積合せを実施した上で契約を締結するものとする。また、技術協力業務の契約にあわせて以下の協定も締結するものとする。なお、設計協力協定については、設計業務及び技術協力業務の仕様書へその内容を記載することで代替することも可能である。

- ・設計協力協定（対象：発注者、設計者、優先交渉権者）
- ・基本協定（対象：発注者、優先交渉権者）

なお、優先交渉権者は、技術協力業務の対象範囲外の設計業務に基づく工事に競争参加することができる。

4.4 設計協力協定書への記載と技術協力業務の実施

4.4.1 設計協力協定書への記載

発注者、設計者及び優先交渉権者で協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させるため、設計協力協定を三者間で締結するものとする。設計協力協定に明示する事項の例を以下に示す。なお、設計業務及び技術協力業務の仕様書へ本事項を記載することで代替することも可能である。

[設計協力協定書例]

平成〇年〇月〇日

〇〇〇工事に関する設計協力協定書

「〇〇〇工事」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇〇工事」において〇〇年〇月に工事の完成及び引渡しを完了させるため、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。
2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

4.4.2 設計の実施

(1) 実施体制

技術協力・施工タイプにおける設計の実施に当たっては図 4-5 の体制で行うものとする。なお、技術協力・施工タイプを円滑に実施するためには、発注者側に設計者及び優先交渉権者との調整能力が必要となる。

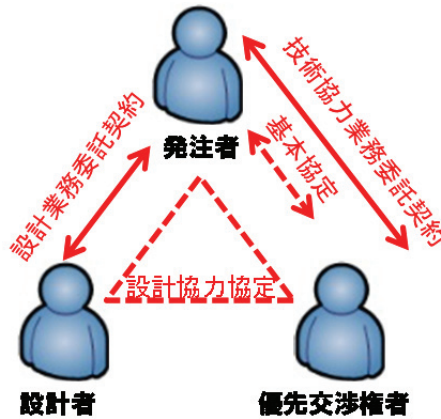


図 4-5 技術協力・施工タイプにおける設計業務の実施体制

(2) 設計の役割分担

設計の実施における各者の役割分担を表 4-9 に示す。また、三者間の調整は打合せ・協議をもって行うこととする。

表 4-9 設計における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
優先交渉権者の技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案の内容の確認、評価（案）の作成
設計の実施	<ul style="list-style-type: none"> 設計内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案部分を含めた設計の確認・照査 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案 施工計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 指示された技術提案内容の設計への反映 設計計算、設計図作成、数量計算等の実施 施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	<ul style="list-style-type: none"> 設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積り依頼 見積りの検証（見積り根拠の妥当性確認、積算基準との比較等） 全体工事費の確認※ 	<ul style="list-style-type: none"> 見積り・見積り条件・根拠の作成 全体工事費の算定※ 	<ul style="list-style-type: none"> 見積り条件と設計の整合性確認 見積り、全体工事費の把握
事業工程の管理	<ul style="list-style-type: none"> 設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理 	<ul style="list-style-type: none"> 設計に基づく工事工程の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 工事工程と設計の整合性確認
三者間の協議	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ・協議の開催準備 	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ・協議への参加、必要資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ・協議への参加、必要資料作成

※全体工事費の算定における具体的な方法や精度については設計の進捗状況とともに見直しを行う。

(3) 優先交渉権者の技術提案の設計への反映手順と責任

優先交渉権者が発注者に提出した技術提案とその技術情報は、発注者から設計者に提供され、設計者がその内容の確認と評価を行い、その後、発注者、設計者及び優先交渉権者の三者で設計への適用の可能性や有効性、課題等について協議した上で、発注者の判断により、設計への反映を設計者に指示するものとする。

なお、優先交渉権者が提出した技術提案又はその技術情報に瑕疵があった場合は、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものとし、技術提案又はその技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負うものとする。

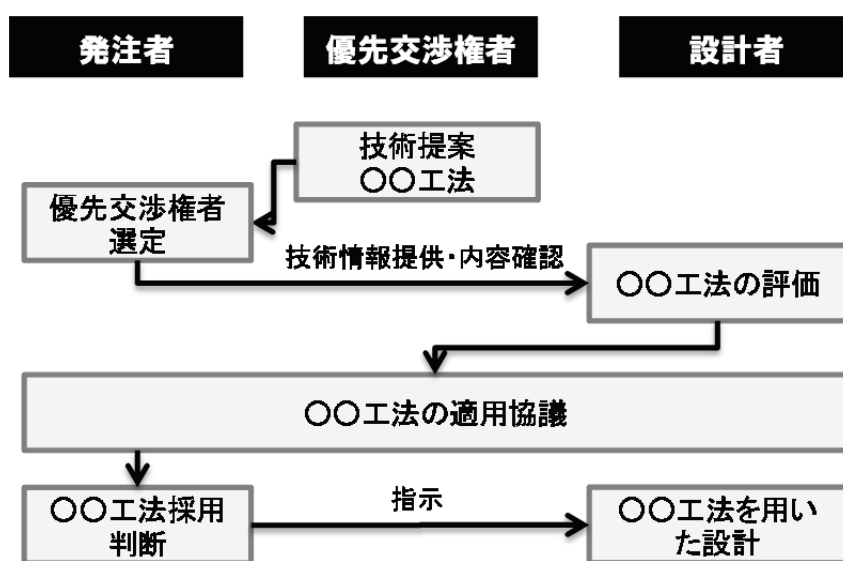


図 4-6 優先交渉権者から提出された技術提案の設計への反映手順

4.4.3 技術協力業務の契約図書

技術協力業務の契約書については「土木設計業務等委託契約書」ⁱⁱⁱを用いることとする。また、仕様書の業務内容についてその記載例を以下に示す。

[仕様書における業務内容の記載例]

○. 業務の内容

(1) 設計の確認

受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。設計の内容について疑義がある場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。

(2) 施工計画の作成

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

(3) 技術情報等の提出

受注者は、技術対話時又は価格等の交渉時に実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。

(4) 全体工事費の算出

受注者は、設計者が行う設計の内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに、調査職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成支援

受注者は、設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言を行う。

(6) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。

(7) 設計調整協議

受注者は、発注者及び設計者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は〇回とし、調査職員が指示する場合は管理技術者が出席するものとする。

(8) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成する。

ⁱⁱⁱ土木工事の例示である。

4.4.4 設計業務の設計図書等

(1) 設計図書

設計業務については、選定された優先交渉権者の技術提案内容に応じて特記仕様書及び契約額の変更を実施するものとする。また、当初の特記仕様書に、変更を予定していることを明記しておくものとする。

[特記仕様書の記載例]

○. 優先交渉権者の技術提案の評価及び反映

本業務は、技術提案・交渉方式の適用業務であり、発注者が別途選定する工事の優先交渉権者の技術提案内容の確認及び評価を行い、発注者の指示に基づき設計に反映するものである。このため、以下の業務の実施を予定しており、優先交渉権者の選定後に技術提案内容に応じて調査職員と具体的な業務内容及び契約額の変更に関する協議を実施するものとする。

(1) 優先交渉権者の技術提案の確認及び評価

受注者は、発注者が提供する優先交渉権者の技術提案、技術情報等について構造的・施工性・維持管理性・経済性等の観点から確認及び評価を行う。また、優先交渉権者の技術提案、技術情報等に疑義がある場合や不足資料がある場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。

(2) 優先交渉権者の技術提案の反映

受注者は、調査職員の指示に基づき、優先交渉権者の技術提案、技術情報等を設計に反映する。

(3) 施工計画の確認

受注者は、発注者が提供する優先交渉権者の施工計画について、設計との整合性の確認を行う。また、優先交渉権者の施工計画に疑義がある場合や不足資料がある場合は、調査職員に報告し指示を受けるものとする。

(4) 設計調整協議

受注者は、発注者及び優先交渉権者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は〇回とし、調査職員が指示する場合は管理技術者が出席するものとする。

(2) 予定価格

当初の予定価格は、設計業務等標準積算基準書に準じて作成することとするが、施工計画の検討については優先交渉権者が実施することとなるため、特記仕様書及び予定価格を作成する際の積算対象からは除外しておくものとする。

(3) 設計業務の発注

設計業務の発注に当たっては、当該業務が技術提案・交渉方式の適用業務であること及び発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映する業務内容を含むものであることを、説明書に明示する。

[説明書の記載例]

本業務は、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務である。

4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載

4.5.1 見積書等の提出とリスク分担の考え方

発注者は、設計者から納品された設計成果に基づく設計図書を作成した後、優先交渉権者に対して設計図書に対応した見積書及び見積条件書の提出を依頼する。なお、見積書、見積条件書等の費用に関する資料については、本項に関わらず、技術協力業務において優先交渉権者から適宜提出させ、発注者において評価及び協議を実施し、参考額又は予定事業規模との間に、交渉成立前の最終見積り段階で大幅な乖離が顕在化することを防止するものとする。

なお、本タイプでは工事価格を決定する前に、技術協力を踏まえた設計及び価格等の交渉が実施される。そのため、工事価格の見積条件が明確であることから、設計内容や見積条件の変更が生じた場合はその増減に関わらず契約額の変更を行うものとする。

4.5.2 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- ▶ 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- ▶ 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

4.5.3 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ▶ 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ▶ 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

4.5.4 価格等の交渉の成立

価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。

- 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を紙により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

4.5.5 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類^{iv}により予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

^{iv}土木工事の例示である。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

4.5.6 交渉不成立時の対応

(1) 手続

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉の不成立

- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。
- 2 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 3 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第()条第()項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を紙により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

(2) 当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果の扱い

当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、技術協力業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による技術協力の実施及び次順位の交渉権者の技術協力を踏まえた設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との技術協力業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の技術協力及び報告書を反映した設計成果を参考とすることができるものとする。

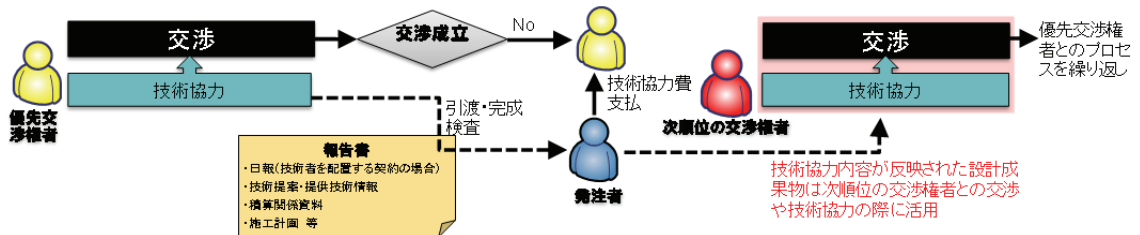


図 4-7 交渉不成立時の技術協力業務の扱い

なお、設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。また、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行うものとする。

4.5.7 基本協定書への記載

発注者及び優先交渉権者間で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を両者間で締結するものとする。基本協定に明示する事項の例を以下に示す。

[基本協定書例]

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇工事に関する基本協定書

「〇〇〇〇工事」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は〇〇〇〇工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、本公募手続に係る技術協力業務委託契約（以下「本技術協力業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者及び優先交渉権者は、設計者を含む三者との間で、〇〇〇〇工事の設計業務に関する協議を行うため、本公募手続に係る設計協力協定を締結する。

3 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、優先交渉権者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（契約手続等）

第5条 発注者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。

2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。

3 発注者及び優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第 25 条に基づく請求の対象外とする。
- 6 発注者は第 4 項で提出された交渉結果を踏まえた見積書等に基づき予定価格を定める。
- 7 優先交渉権者は第 2 項と同じ方法により最終的な見積書等を提出し、発注者と見積合せを行う。
- 8 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。
- 9 第 3 項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(価格等の交渉の不成立)

第 6 条 発注者、優先交渉権者いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。

2 価格等の交渉が不成立となった場合、本技術協力業務委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第 7 条から第 10 条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第 8 条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第 9 条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 10 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 11 条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

5. 「設計交渉・施工タイプ」の適用

5.1 契約形態と手続フロー

5.1.1 契約形態

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階での仕様の前提となる条件の確定状況から、技術提案内容に応じた地質調査や関係機関協議等を踏まえた設計が必要となる場合や、「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、設計の品質の確保又は効率的な設計には技術提案を行った施工者による設計が必要となる場合等、設計交渉・施工タイプを選定する場合の契約形態は図 5-1 のとおりである。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

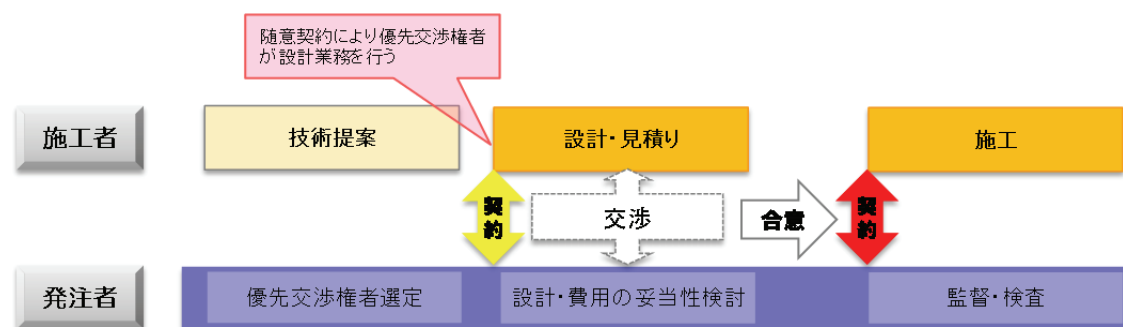


図 5-1 設計交渉・施工タイプにおける契約形態（再掲）

説明書には技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプの適用工事であることを記載する。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 工事概要

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する。

設計交渉・施工タイプでは、契約の内容が設計段階、価格等の交渉段階及び施工段階において異なる。設計段階では優先交渉権者と設計業務の契約を締結する。優先交渉権者とは設計業務の契約と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定(以下「基本協定」という。)を締結し、円滑に価格等の交渉を行うものとする。

価格等の交渉段階では、基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、優先交渉権者と工事の契約を締結するものとする。また、価格等の交渉不成立時の手続についても基本協定に基づき実施するものとする。

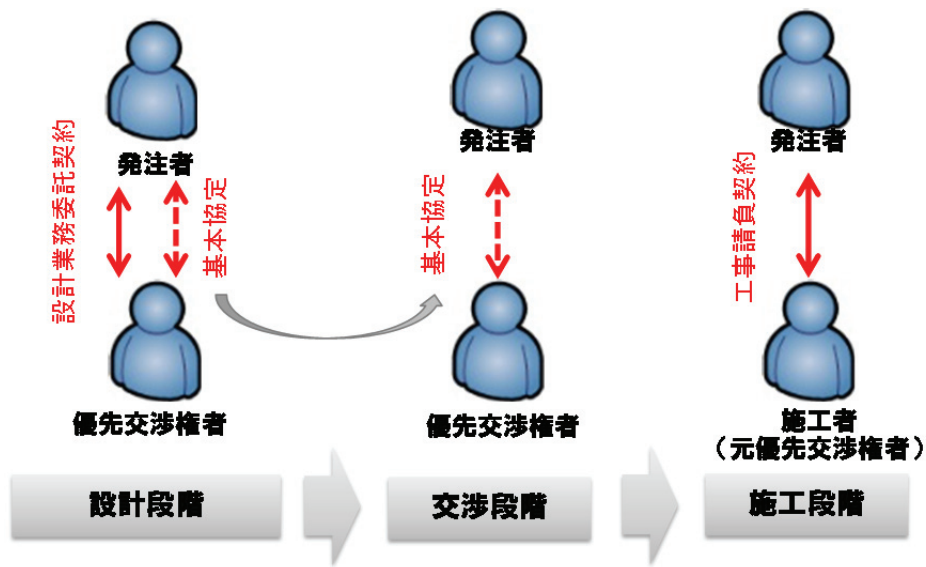


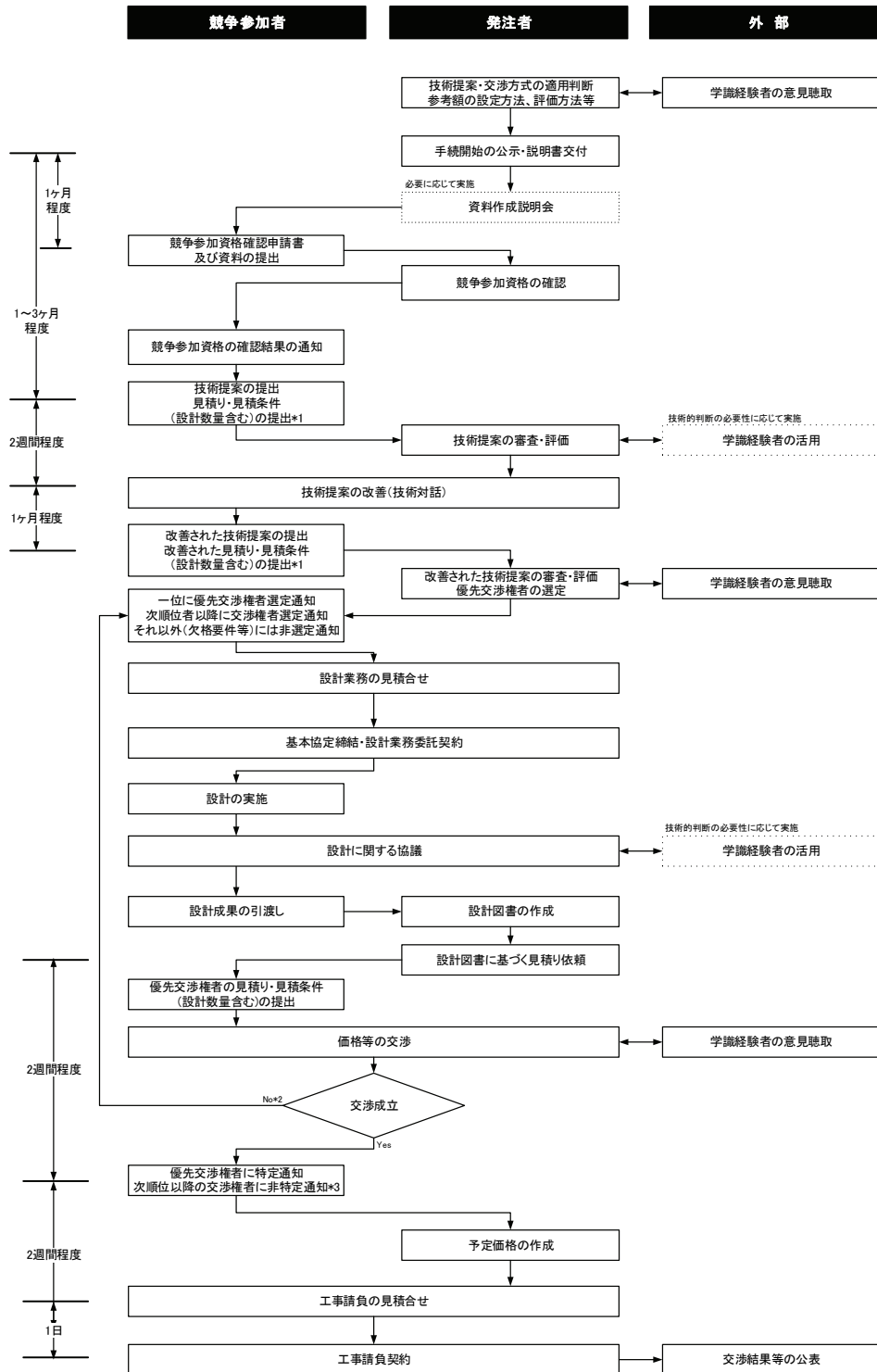
図 5-2 各段階における契約形態

表 5-1 契約・協定の種類と内容

契約・協定の種類	概要
設計業務委託契約	設計業務に関する優先交渉権者との契約
基本協定	工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定
工事請負契約	交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

5.1.2 手続フロー

標準的な手続フローは図 5-3 に示すとおりとし、これに沿って手続を行うものとする。



*1: 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。

*2: 次順位者を優先交渉権者として、価格等の交渉を実施。

*3: 特定通知から見積合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで 10 日(非 WTO は 5 日)をおこななければならない。

図 5-3 手続フロー

5.2 参考額

技術提案・交渉方式では、競争参加者にとっては技術提案の自由度が高い反面、仕様が確定していないことから、場合によっては、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなバラツキがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として、予め、発注者が参考額を設定することができる。

なお、参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の 5 に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではない。

設計交渉・施工タイプでは、設計業務及び価格等の交渉成立後の工事の 2 種類の契約において、優先交渉権者に支払う費用が発生する。

5.2.1 設計業務の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定

積算基準のない工種の設計業務については、競争参加資格の申請時に必要に応じて当該工種の設計業務の見積りを競争参加者から提出させ、提出された見積りを踏まえて設計業務の参考額を設定し、競争参加資格の確認結果とともに参考額の通知を行うことができるものとする。

(2) 見積合せ

参考額の設定の有無に関わらず、優先交渉権者の選定後、積算基準のない工種については優先交渉権者に設計業務の見積りを提出させ、予定価格を作成し、見積合せを実施した上で設計業務の契約を締結する。

5.2.2 工事の契約に関する参考額の設定

(1) 参考額の設定方法

参考額の設定方法及びその適用における考え方は表 5-2 のとおりであり、工事の特性、既往設計の状況、予算の状況等を勘案し適切に設定するものとするが、設定方法について予め学識経験者からの意見を聴取する等、恣意的な設定とならないよう留意しなければならない。

表 5-2 参考額の設定方法と適用における考え方（再掲）

設定方法	適用における考え方
① 既往設計、予算規模、過去の同種工事等を参考に設定した参考額を説明書に明示する。	過去の実績等から参考額に関して一定程度の推定が可能な場合に適用できる。
② 競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する。※	適用する技術や工法によって価格が大きく変わってしまうため、過去の同種工事实績や既往設計から、参考額が設定できない場合に適用できる。 ただし、本設定方法では競争参加者からの見積徴収や設定された参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出が必要となることから手続期間が長くなるとともに競争参加者の負担も大きくなる。

※「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

なお、参考額を設定しない場合、各者の提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスが大きく異なることから審査・評価が困難になり、優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となる可能性が大きくなることも想定される。そのため、発注者の求める目的物の品質・性能や施工条件等を可能な限り説明書等で明示する必要があることに留意する。

<p>[説明書の記載例]</p> <p>() 参考額</p> <p>【③既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】</p> <p>本工事に先立って実施する設計業務の規模は〇〇円程度（税込み）※、工事規模は〇〇円程度（税込み）を想定している。</p> <p>【④競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】</p> <p>本工事に先立って実施する設計業務の規模は〇〇円程度（税込み）※を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。</p>
--

※積算基準のない工種の設計業務については、必要に応じて競争参加者から見積りを提出させ、見積りを踏まえて設計業務の参考額を設定することもできる。

(2) 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法

表 5-2 における「②競争参加者に見積りの提示を求め、提示された見積りを参考に予算規模と調整した上で参考額を設定する」場合にあっては、競争参加者の見積りによる参考額の設定方法として、例えば以下に示す方法が考えられる。

なお、競争参加者の見積りによる参考額の設定に当たっては、工事の特性、潜在的な競争参加者が有する技術及び予算の状況等を勘案し、公正性・妥当性に配慮した方法を採用する必要がある。

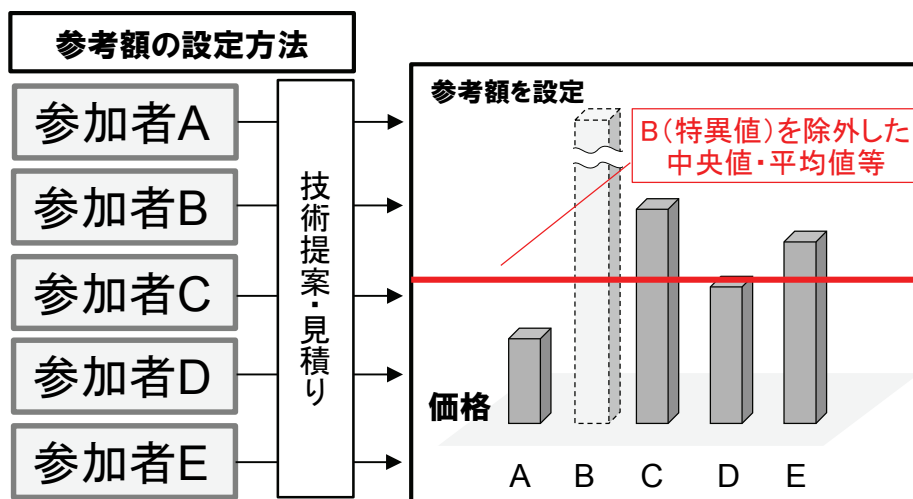


図 5-4 競争参加者の見積りによる参考額の設定方法の例（再掲）

1) 明らかに技術的要件を満足しないと考えられる競争参加者の見積額の除外

明らかに説明書等で示された必要性能・条件を満足しないと考えられる技術提案の見積りは参考額設定の際に考慮しないものとする。なお、設定した参考額通知後の再提出又は技術対話に基づく改善の各段階において競争参加者が技術提案を修正することが可能なため、見積りによる参考額設定の時点で技術提案が必要性能・条件を満足していないことを理由に非選定としないものとする。

2) 過剰な品質・性能及び特異な見積額の除外

説明書等で示された必要性能・条件より明らかに過剰な技術提案であり、他者と比較して見積額も著しく高い場合は参考額設定の際に考慮しないものとする。また、提案する目的物の性能・仕様と見積額のバランスが他者と比較して著しく異なる場合も同様とする。

3) 参考額の設定

1)及び 2)を踏まえ残された見積額の中央値や平均値を基に、又は競争参加者が少ない場合等はその他適切な方法により、予算の状況等も踏まえながら参考額を設定する。

4) 参考額の通知

支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、競争参加者に対して設定した参考額を通知するものとする。なお、競争参加者には通知した参考額に基づく技術提案の再提出の機会を与えるものとする。

5.2.3 参考額と見積額の乖離に伴う見直し

参考額は単なる目安であり、その範囲内での契約を要するものではないが、参考額と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合は、必要に応じて、技術対話や価格等の交渉において、見積条件の見直し等を競争参加者（優先交渉権者）に行わせるものとする。見直しを実施させるタイミングとして表 5-3 に示す2つの段階があり、どの段階で開始するかは工事の特性や手続期間等を考慮して決定するものとする。

なお、当該見直しを「①技術審査段階」から開始できるのは「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみとなる。

表 5-3 参考額と見積額の乖離に伴う見直しの実施段階（再掲）

	①技術審査段階※	②価格等の交渉段階
参考額と見積額の乖離の扱い	技術対話を経た改善技術提案に基づく見積額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を競争参加者に行わせる。	価格等の交渉を経ても、参考額と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性が認められない場合は、見積条件の見直し等を優先交渉権者に行わせる。
当初の見積り・見積条件の提出時期と対象者	全ての競争参加者が技術提案と同時に提出する。	優先交渉権者の選定後、優先交渉権者のみが提出する。
特徴	優先交渉権者選定後の見積提出が不要なため手続期間は短くなるが、競争参加者にとって負担が大きい。	優先交渉権者選定後の見積提出が必要となり手続期間が長くなるが、競争参加者にとって負担が小さい。

※「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合のみ適用可

5.3 説明書への記載と優先交渉権者の選定等

5.3.1 説明書への記載

説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

(1) 工事概要

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 各種試行方式の適用の旨
- ③ 参考額

(2) 競争参加資格

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が65点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること
- ⑤ 設計業務委託契約の締結日までに当該業種区分における建設コンサルタント等の一般競争参加資格認定通知を受けていること

(3) 優先交渉権者の選定に関する事項

- ① 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ② 優先交渉権者の選定方法
- ③ 評価内容の担保
 - ・工事段階での技術提案内容の不履行の場合における措置
(再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)

(4) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 競争参加資格確認結果の通知

(5) 技術提案書等の確認等

- ① 提出を求める技術提案書
- ② 技術提案の改善（技術対話）

(6) 予定価格算定時における見積活用方法

(7) 優先交渉権者選定、次順位以降の交渉権者選定及び非選定通知の日時

(8) 技術提案内容の変更に関する事項

- ・技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い

(9) その他（技術資料の提出様式等）

※品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式に準じて、競争参加者が多数と見込まれる場合は、技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜することも可能であり、その場合は必要な事項を明示する。

5.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において設計条件及び施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表 5-4 及び表 5-5 に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 5-4 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量的評価の場合の場合（再掲）

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に 関する環境基準 河川 AA 類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間（12 月～ 3 月）と同じ月の過去 3 カ年の平均測定値を上 限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A)	発電機・原動機共通管 体の標準的遮音性能を 上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	現道作業に全く制限が ない時間を上限値とし て設定
アスファルト再生 材の使用量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用量 806t	舗装再生便覧（日本道 路協会）に基づき上限 値を設定

表 5-5 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性的評価の場合（再掲）

評価項目	説明書への記載例
共通	●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大 5 項目（各項目について A 4 用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の 品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t 以上 BD）等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。
コンクリートの 品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案はしないこと。

(2) 競争参加資格要件と技術評価項目

表 5-6 は企業評価における、競争参加資格要件と技術評価項目の役割分担の案である。

表 5-6 競争参加資格要件と技術評価項目案（再掲）

資格要件・評価項目		WTO 以外		WTO		
		参加要件	交渉権者選定	参加要件	交渉権者選定	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○※1	×	
	表彰	×	×	×	×	
	関連分野での技術開発の実績	×	×	×	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（ISO 等）	×	×	×	×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
	地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	×	×
			企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	×
			配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×	×
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	×	×	×	
ボランティア活動等	×	×	×	×		
その他	×	×	×	×		
技術者の能力等	資格	○	×	○	×	
	同種工事の施工実績	○	×	○	×	
	工事成績	○	×	○※1	×	
	表彰	×	×	×	×	
	継続教育（CPD）の取組状況	×	×	×	×	
	その他	△	×	×	×	
技術提案	監理能力（ヒアリング）	×	×	×	×	
	技術提案	○	○	○	○	
	技術提案の理解度（ヒアリング）	○※2	○※2	○※2	○※2	

（凡例） ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※2 ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術提案を審査・評価）。

（3）技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去 15 年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が 65 点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する

工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・設計業務の契約までに建設コンサルタント業務に関する一般競争参加資格審査の認定を受けるものとする。
- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、5.3.3を参照のこと。

5.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

評価項目については、「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の場合と、「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」の場合とで異なる。前者についてはある程度確定的な事項について提案を求め評価するのに対し、後者では実施方針・実施体制や事業課題に対する提案を評価することとする。

表 5-7 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の技術提案に関する評価項目の例（再掲）

分類	評価項目	
	定性評価	定量評価
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性、維持管理の容易性、経済的な施工方法 ^{※1}	
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法	
	景観	
社会的要請への対応		機械設備等の処理能力
		施工期間（日数） ^{※1}
	貴重種等の保護・保全対策	
	汚染土壌の処理対策	
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ₂ 排出量
	現道の交通対策	交通規制期間
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH値、SS値

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

表 5-8 「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」の技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目	
実施方針・実施体制	設計業務の実施方針・実施体制	
	工事の実施方針・実施体制	
事業課題に対する提案	工程短縮 ^{※1}	目的物や仮設物の設計、施工方法、使用資機材等に関する工期短縮に有効な工夫
		工程管理手法に関する提案
	コスト縮減 ^{※1}	目的物や仮設物の設計、施工方法、使用資機材等に関するライフサイクルコストを含めたコスト縮減に有効な工夫
コスト管理手法に関する提案		
厳しい現場条件での施工に関する提案	地下水、地質、施工ヤード施工中の制約条件等について当該工事固有の厳しい条件があれば、その対策方法に関する提案を求める	

- ※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によらないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。
- ※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

(2) 評価項目・基準の設定例

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」の評価項目・基準の設定例は 3.3.3(2)を「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」の評価項目・基準の設定例は 4.3.3(2)を参照のこと。なお、4.3.3(2)を参照する場合、「技術協力業務」とあるのは「設計業務」と読み替えるものとする。

5.3.4 技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第 17 条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で () に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、() に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 5-3 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価

点を算出する。

なお、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

5.3.5 優先交渉権者の選定と設計業務の契約

(1) 優先交渉権者の選定と通知

技術提案内容を技術評価点の高い者から順位付けし、第1位の者を優先交渉権者とする。支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、当該技術提案を提出した者に対して優先交渉権者に選定された旨を通知する。

また、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官は、次順位以降となった各競争参加者に対して、次順位以降の交渉権者として選定されたことを通知する。

[説明書の記載例]

() 優先交渉権者選定に関する事項

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、紙により通知する。また、競争参加資格がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨を同じく紙により通知する。

(2) 設計業務の契約

優先交渉権者の選定後、設計業務について見積合せを実施した上で契約を締結するものとする。また、設計業務の契約にあわせて以下の協定も締結するものとする。

- ・基本協定（対象：発注者、優先交渉権者）

5.3.6 設計業務実施時の留意事項

設計交渉・施工タイプでは優先交渉権者による設計の実施後、当該設計成果に基づく最終見積書をもって工事の価格等の交渉の成立又は不成立の判断が行われることとなる。このため、設計段階で設計数量の増加が後々の工事の費用の増大に繋がることから、優先交渉権者にとっては経済的な設計を行うインセンティブが働きにくい構造となっている。

そのため、技術提案・交渉方式を採用するに当たっては、優先交渉権者が実施する設計を十分に理解し、過剰な設計に対しては優先交渉権者に修正指示及びその理由の説明を明確に行う能力が発注者側に求められる。

5.3.7 設計業務の設計図書

(1) 設計図書

設計業務の特記仕様書に全体工事費の算出に関する項目を追加するものとする。

[特記仕様書の記載例]

○. 業務の内容

(1) 全体工事費の算出

受注者は、設計内容に応じた全体工事費を算出する。なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて調査職員と協議を行うとともに調査職員の指示に基づき、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出するものとする。

5.4 価格等の交渉と基本協定書への記載

5.4.1 見積書等の提出とリスク分担の考え方

発注者は、優先交渉権者から納品された設計成果に基づく設計図書を作成した後、優先交渉権者に対して設計図書に対応した見積書及び見積条件書の提出を依頼する。なお、見積書、見積条件書等の費用に関する資料については、本項に関わらず、設計業務において優先交渉権者から適宜提出させ、発注者において評価及び協議を実施し、参考額又は予定事業規模との間に、交渉成立前の最終見積り段階で大幅な乖離が顕在化することを防止するものとする。

なお、本タイプでは工事価格を決定する前に、技術提案を踏まえた設計及び価格等の交渉が実施される。そのため、工事価格の見積条件が明確であることから、設計内容や見積条件の変更が生じた場合はその増減に関わらず契約額の変更を行うものとする。

5.4.2 発注者における事前準備

優先交渉権者から提出された技術提案、見積書及び見積条件書に関して、価格等の交渉に向けて以下のような観点等からその内容確認を行う。

- ▶ 見積条件書で設計や施工計画等の前提として設定されている条件のうち、見直しの検討が必要なものを抽出する。
- ▶ 積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、過去の類似工種における施工効率等と見積書との比較で、乖離の大きな工種等を抽出する。

5.4.3 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ▶ 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ▶ 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事实績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

5.4.4 価格等の交渉の成立

価格等の交渉の成立については、発注者としての説明責任を有していることに留意し、成立条件を含めて学識経験者への意見聴取結果を踏まえて決定する。

交渉の成立条件は、以下のような条件を満たしているものとする。

- 参考額又は予定事業規模と見積りの総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。

優先交渉権者との交渉が成立した場合、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

[説明書の記載例]

() 非特定通知

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、それ以外の交渉権者に対して非特定となった旨とその理由を紙により通知する。

なお、特定通知から見積合せの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能である。

5.4.5 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程における学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類^vにより予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

^v土木工事の例示である。

B. 設計単価

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

ただし、積算基準類に定めのない設計単価については、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉

- 1 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- 3 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
- 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
- 5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。
- 6 見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
- 7 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

5.4.6 交渉不成立時の対応

(1) 手続

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定のお知らせを行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施するものとする。

なお、価格等の交渉に期間を要することにより、工事着手時期が大きく変動することが見込まれる場合には、適宜工期の見直しを行い、価格等の交渉に当たっての前提条件とするものとする。

[説明書の記載例]

() 価格等の交渉の不成立

- 1 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。
- 2 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 3 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、第()条第()項の技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を紙により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で設計業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

(2) 当初の優先交渉権者の設計成果の扱い

当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合も、成立した場合と同様に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行うものとする。また、次順位の交渉権者による設計の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との設計業務の契約書に基づき発注者が著作権の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計成果を参考とすることができるものとする。

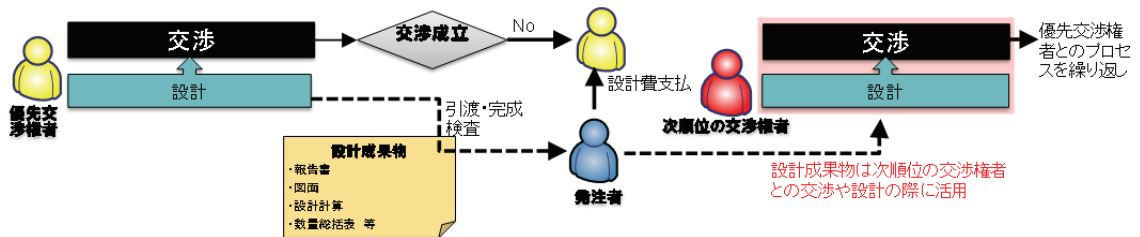


図 5-5 交渉不成立時の設計業務の扱い

なお、設計成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して特許権等の使用の許諾を申請し許可を受けるとともに、見積りに当該特許権等の許諾料等を含めるものとする。また、次順位の交渉権者との価格等の交渉が成立し、工事の契約が締結された場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に当該特許権等の許諾料の支払いを行うものとする。

5.4.7 基本協定書への記載

発注者及び優先交渉権者間で設計業務の契約を締結するに当たり、設計業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を両者間で締結するものとする。基本協定に明示する事項の例を以下に示す。

<p>[基本協定書例]</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇工事に関する基本協定書</p> <p>「〇〇〇〇工事」に関して、〇〇〇〇（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本協定は〇〇〇〇工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（当事者の義務）</p> <p>第2条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。</p> <p>2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定するまでの間、本協定を履行する。</p> <p>（設計等）</p> <p>第3条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、本公募手続に係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。</p> <p>2 発注者は、優先交渉権者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第7条から第10条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。</p> <p>（契約手続等）</p> <p>第5条 発注者は、優先交渉権者から引渡しを受けた設計成果物を基に、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。</p> <p>2 優先交渉権者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。</p> <p>3 発注者及び優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直し必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。</p> <p>4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。</p> <p>5 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。</p> <p>6 発注者は第4項で提出された交渉結果を踏まえた見積書等に基づき予定価格を定める。</p> <p>7 優先交渉権者は第2項と同じ方法により最終的な見積書等を提出し、発注者と見積合</p>
--

せを行う。

8 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

9 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(価格等の交渉の不成立)

第6条 発注者、優先交渉権者いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、発注者は、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。

2 価格等の交渉が不成立となった場合、本設計業務委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第7条から第10条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第8条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第9条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

6. 技術提案・交渉方式の結果の公表

6.1 技術提案の評価結果等の公表

発注者は契約手続の透明性・公平性を確保するため、技術提案の評価に関する基準、優先交渉権者の選定方法等については、あらかじめ説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官会第 1429 号、国地契第 26 号）に準じて、技術提案の評価結果等については、工事の契約後早期に公表する。

6.1.1 手続開始時

技術提案・交渉方式の適用工事では、説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 技術提案・交渉方式の適用の旨
- ② 競争参加資格
- ③ 技術提案の評価に関する基準
 - ・評価項目
 - ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
 - ・得点配分
- ④ 優先交渉権者の選定方法

6.1.2 工事の契約後

技術提案・交渉方式を適用した工事において、工事の契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の技術評価点
- ③ 随意契約結果及び契約の内容
- ④ 技術提案の改善過程

技術提案の評価結果の公表イメージを表 6-1 に、随意契約結果及び契約の内容の公表イメージを表 6-2 及び表 6-3 に示す。

表 6-1 技術提案の評価結果の公表イメージ

技術評価点の内訳							
1. 件名 ○○○○工事							
2. 選定通知日 平成○年○月○日							
業者名	技術提案					合計点	概要
	テーマ1 評価点	テーマ2 評価点	テーマ3 評価点	テーマ4 評価点			
A社	30	15	5	15	65	交渉権者	
B社	—	—	—	—	—	辞退	
C社	20	20	10	10	60	交渉権者	
D社	50	15	10	10	85	優先交渉権者	

表 6-2 随意契約結果及び契約の内容（技術協力業務契約の場合）の公表イメージ

業 務 の 名 称	〇〇工事に関する技術協力業務
業 務 概 要	技術協力対象事業 工事延長 L=〇〇〇m、内トンネル〇〇m程度 ．．．． 業務内容 設計確認、施工計画作成、技術情報の提出、全体工事費の算出、関係機関との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
契 約 年 月 日	平成〇〇年〇月〇日
契 約 業 者 名	〇〇建設（株）
契約業者の住所	〇〇市〇〇市町〇-〇-〇
契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
予 定 価 格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
随意契約によることとした理由	〇〇工事は、これまでに実績のない〇〇〇の条件下で施工を行う必要がある工事である。この条件に適用可能な施工技術は民間の施工会社において開発されているが、各社によって開発している技術が異なるとともに施工計画や設計も当該技術に最適化する必要がある。このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な〇〇工法に基づく技術提案を行った〇〇建設を優先交渉権者として選定したものである。 本業務は、〇〇工事に先だって〇〇工法を反映した設計を実施するための技術協力業務であり、技術開発者である〇〇建設が業務の履行が可能な唯一の者である。 よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき随意契約を行う。
業 務 場 所	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇地先
業 務 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	平成〇〇年〇月〇日
履行期間（至）	平成〇〇年〇月〇日
備 考	

表 6-3 随意契約結果及び契約の内容（工事請負契約の場合）の公表イメージ

工事の名称	〇〇工事
工事概要	工事延長 L=〇〇〇m 道路工（掘削工〇〇m ³ 、路体盛土工〇〇m ³ 、路床盛土工〇〇m ³ ）、擁壁工（補強土壁工 H=〇〇～〇〇m L=〇〇m）、函渠工（〇×〇m L=〇〇m）、小型水路工 L=〇〇m、トンネル工（NATM〇〇m ² L=〇〇m）、仮設工一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇建設（株）
契約業者の住所	〇〇市〇〇市町〇-〇-〇
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
随意契約としたこととした理由	〇〇工事は、これまでに実績のない〇〇〇の条件下で施工を行う必要がある工事である。この条件に適用可能な施工技術は民間の施工会社において開発されているが、各社によって開発している技術が異なるとともに施工計画や設計も当該技術に最適化する必要がある。このため、発注者によって最適な仕様を設定できない工事であり、技術提案・交渉方式を適用し事業目的達成のために最も有効な〇〇工法に基づく技術提案を行った〇〇建設を優先交渉権者とし、当該技術を反映した設計を実施した。 本工事はこの設計に基づく工事を行うものであり、技術開発者である〇〇建設が工事の実施が可能な唯一の者である。 よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき随意契約を行う。
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇地先
工事種別	一般土木
工期（自）	平成〇〇年〇月〇日
工期（至）	平成〇〇年〇月〇日
備考	

技術提案・交渉方式においては、優先交渉権者選定前に実施する技術対話における公平性、透明性を確保するため、工事の契約後速やかに評価結果とともに、④の技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第17条）。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に表 6-4 に示す技術提案内容と改善内容に関する改善過程の公表イメージを表 6-5 に示す。

表 6-4 技術提案の改善過程の具体例

<p>技術提案の内容</p>	<p>橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。</p>
<p>改善の内容</p>	<p>[発注者からの指摘事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・ 提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 <p>[自発的な改善事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

表 6-5 技術提案の改善過程の公表イメージ

工事件名	〇〇〇高架橋工事
事務所名	△△国道事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技術提案の再提出	年 月 日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項 目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため〇〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自動的に改善				

6.2 価格等の交渉結果の公表

発注者は契約手続の透明性・公正性を確保するため、価格等の交渉結果について工事の契約後早期に以下の事項について公表するものとする。

(1) 実施方法

- ・価格等の交渉の実施手順 など

(2) 経過

① 施工方法等の確認

- ・直接工事費を構成する各種別の工法及び使用重機の選定
- ・積上げ計算分の共通仮設費として必要な項目・内容 など

② 価格交渉

- ・施工方法等の確認結果を踏まえた見積額と積算基準類等との対比状況
- ・施工方法等の確認及び価格交渉の結果を踏まえた価格交渉の成立又は不成立
- ・価格交渉の成立から契約までの手順

③ 学識経験者からの意見聴取状況

- ・価格等の交渉における学識経験者への報告や受けた助言の内容

6.3 中立かつ公正な審査・評価の確保

技術提案・交渉方式の適用に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。このため、各地方整備局等においては、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号）に基づき設置された総合評価委員会にて審査を実施することとする。

6.3.1 学識経験者の意見聴取

(1) 共通事項に関する意見聴取

技術提案・交渉方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法等を定めようとするときは、各地方整備局等に設置された総合評価委員会において学識経験者の意見を聴くものとする。

具体的には、技術提案の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び優先交渉権者の選定方法を決定するに当たり、学識経験者の意見を聴取する。

(2) 個別事項に関する意見聴取

個々の事業目的の達成可能性や事業の状況等から技術提案・交渉方式適用の必要性、事業特性（事業内容、規模、要求要件等）に応じた適切な評価項目・基準の設定や技術提案の審査を実施するために、学識経験者の意見を聴取する。公示前、技術審査段階及び価格等の交渉段階における意見聴取事項は表 6-6 のとおりである。

表 6-6 学識経験者への意見聴取事項（個別事項）

意見聴取段階	意見聴取事項	意見聴取内容等
公示前	技術提案・交渉方式の適用の可否	適用の妥当性
	技術提案範囲・項目・評価基準	範囲・項目・評価基準の妥当性
	参考額の設定方法	参考額の設定方法の妥当性
	交渉手続	参考額の設定を含めた価格等の交渉の実施に係る事項、交渉結果の公表事項の妥当性
技術審査段階	各競争参加者の技術提案内容	提案内容の成立性・妥当性
	個別評価項目の技術審査・評価内容	各技術提案の個別評価項目に対する審査及び評価結果の妥当性
	各競争参加者の技術評価点・順位	技術評価点・順位の妥当性
	技術提案に対する講評	技術提案に係わる競争参加者全般にわたる総合講評及び各競争参加者に対する個別講評の妥当性
	優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定	非選定とする理由等の妥当性
	価格等の交渉手続	価格等の交渉手続の妥当性
価格等の交渉段階	価格等の交渉の合意の内容	合意した見積条件、工事費等の妥当性
	交渉成立・不成立	交渉を成立又は不成立とすることの妥当性
	予定価格	算定の考え方の妥当性

6.3.2 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

6.4 契約過程に関する苦情処理

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成 13 年 3 月 30 日国官第 1431 号、国官地第 27 号）に基づき設置される入札監視委員会による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

技術提案・交渉方式による優先交渉権者選定、価格等の交渉及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官会第 1430 号、国地契第 28 号）に準じて、適切に実施することとする。

技術提案の審査結果については、競争参加者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

7. 技術提案・交渉方式の評価内容の担保

7.1 契約書における明記

技術提案・交渉方式により優先交渉権者を選定した場合、優先交渉権者選定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

具体的な対応方法として、仕様書の記載例を以下に示す。

〔設計・施工一括タイプの特記仕様書への記載例〕

第〇条 施工計画書への記載

受注者は、技術資料に記述した提案について、技術対話時又は価格等の交渉時に実施することが認められなかった提案を除き、施工計画書に記載しなければならない。

〔技術協力・施工タイプの技術協力業務仕様書への記載例〕

第〇条 技術情報の提出

受注者は、技術資料に記述した提案について、技術対話時又は価格等の交渉時に実施することが認められなかった提案を除き、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務の契約後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

〔設計交渉・施工タイプの設計業務特記仕様書への記載例〕

第〇条 設計への反映

受注者は、技術資料に記述した提案について、技術対話時又は価格等の交渉時に実施することが認められなかった提案を除き、設計に反映しなければならない。なお、設計業務の契約後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

7.2 評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

また、いずれの場合においても工事成績評定の減点対象とする。

なお、技術協力・施工タイプと設計交渉・施工タイプにおいて、優先交渉権者の選定後に実施した調査や設計により、発注者との協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨、指示した場合は、この限りではない。

【説明書の記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていないと判断された場合、（ ） ①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、優先交渉権者選定時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる措置を行う。

8. 技術提案・交渉方式の今後の課題

技術提案・交渉方式に適用する各契約タイプのうち、特に設計・施工一括タイプと設計交渉・施工タイプでは、事業を実施する当事者が発注者と施工者だけであり、従来の設計者を含む三者構造に比べ、工事費に関するチェック機能が働きにくいと考えられる。よってこれら契約タイプにおける工事費の透明性の向上のため、図 8-1 に示すように工事費をマネジメント契約によるコスト＋フィーで支払いを行い、オープンブックによって当該コストを検証することが考えられる。しかしながら、これらの運用に当たっては契約図書の整備や積算基準の見直し等が必要となることから、その実施については今後の検討課題とする。

- ・施工に関する契約を、工事を工期内、目標とする工事額内で完了するよう、各専門工事業者等をマネジメントする契約（マネジメント契約）とすることが考えられる。
- ・支払いは、各専門工事業者への支払い額（工事コスト）と工事コストに応じたフィーを支払うことが考えられる。
- ・マネジメント契約において目標工事額等の設定と目標を達成した場合のインセンティブフィーを設定することで工事費抑制の仕組みとすることが考えられる。

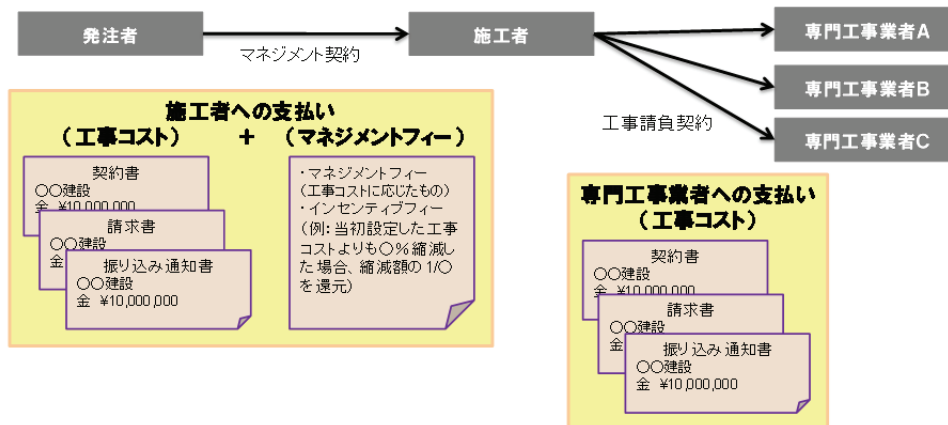


図 8-1 マネジメント契約＋コストプラスフィーでの支払いの例